

伊方町地域防災計画（原子力災害対策編）

伊方町避難行動計画



平成29年1月
伊方町

目次

1	計画の基本的事項	1
1-1	本計画の目的	1
1-2	本計画の位置付け	1
2	避難行動計画の基本方針等	2
2-1	避難行動計画の基本方針	2
2-2	避難にあたっての基本的な考え方	2
2-3	避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム	11
2-4	緊急事態の段階	13
3	計画の対象範囲	14
3-1	避難計画の対象とする地域	14
3-2	地区別人口及び避難行動要支援者等の詳細	15
4	避難に関する情報伝達	17
4-1	伝達及び手段・伝達内容	17
5	避難誘導及び住民の輸送	22
5-1	陸路避難の一時集結所・広域避難先等	22
5-2	海路避難及び空路避難時の一時集結所・広域避難所等	24
5-3	避難（輸送）経路等	26
5-4	学校施設等からの避難輸送等	33
5-5	避難の誘導・確認	33
6	要配慮者に対する避難支援等	34
6-1	避難行動要支援者の避難支援	34
6-2	避難行動要支援者の状況	34
6-3	外国人に対する避難支援	35
6-4	医療機関・福祉施設等の避難体制	35
6-5	要配慮者の避難方法	35
7	安定ヨウ素剤の配備、服用等	42
7-1	安定ヨウ素剤の配備、服用等	42
8	行政機能の移転等	43
8-1	行政機能の移転	43
8-2	避難が長期化した場合の対応	43
9	資料編	44
9-1	一時集結所施設	45
9-2	各地区集合場所及び乗車場所	45
9-3	コンクリート屋内退避候補公共施設	47
9-4	ヘリポートの名称、所在地等	49
9-5	避難時の輸送車両一覧	50
9-6	町内の医療診療施設一覧	53
9-7	町内の高齢者施設	54
9-8	町内の保育所施設	54
9-9	町内の小中高等学校施設	55
9-10	町内の障害者施設	55
9-11	避難確認（未確認）リスト	55
9-12	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋	56
9-13	各緊急事態区分を判断するEALの枠組み	58
9-14	屋内退避・避難等に関する指標	64
9-15	伊方町職員要員派遣図	65
9-16	安定ヨウ素剤備蓄数量及び保管場所	66

1 計画の基本的事項

1-1 本計画の目的

1-2 本計画の位置付け

1-1 本計画の目的

平成23年3月に東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成23年11月に国の原子力安全委員会（当時）において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ・5km圏内・伊方地域及び瀬戸地域の足成、佐市地区（以下「PAZ」という。）」、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ・5～30km圏内・足成、佐市地区以外の瀬戸地域及び三崎地域（以下「UPZ」という。）」が設定された。

また、平成24年9月に発足した原子力規制委員会において、原子力災害が発生した場合の対応策として「原子力災害対策指針」が定められ、対象となる自治体では、緊急時等の対策が必要とされた。

伊方町（以下「町」という。）は、町全域が伊方発電所から30km圏内のUPZの圏域となったため、原子力災害対策及び原子力災害発生時の避難行動計画を定めることが必要となった。

伊方町避難行動計画（以下「本計画」という。）は、伊方発電所において緊急事態等が発生した場合の住民等の避難等の実施について必要な事項を定めるものである。

1-2 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、町の原子力災害対策の基本となる「伊方町地域防災計画（原子力災害対策編）」の下部計画として策定するものである。

なお、本計画は、伊方町地域防災計画（原子力防災対策編）と連動し、国の原子力災害対策指針、指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとし、伊方地域原子力防災協議会で取りまとめた「伊方地域の緊急時対応」及び愛媛県が策定した「愛媛県広域避難計画」と整合性を図ることとする。

2 避難行動計画の基本方針等

- 2-1 避難行動計画の基本方針
- 2-2 避難にあたっての基本的な考え方
- 2-3 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム
- 2-4 緊急事態の段階

2-1 避難行動計画の基本方針

- 「全面緊急事態」等での避難の指示区域を町内全域とし、避難に際しての避難先、避難経路、避難方法を明示する。
- 緊急事態区分ごとの対応方法を示す。
- 緊急事態区分の基準に応じて、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 要配慮者等の安全かつ迅速な避難を図る。

2-2 避難にあたっての基本的な考え方

「愛媛県広域避難計画」に基づき、「全面緊急事態」等での避難の指示区域を町内全域とする。
避難の指示があった場合は町内全域において車両による松前町への陸上避難とする。ただし、避難に際し発電所から放射性物質が放出される等、国道197号等が通行不能となった場合は、予防避難エリアにおいては、船舶による三崎港及び三机港から愛媛県内、大分県等への海路避難及び空路避難又は屋内退避に変更する。

(1) 緊急事態区分ごとの避難の考え方について

ア 【警戒事態】

- (ア) 町内住民に警戒広報
- (イ) 保育所の児童は、保護者に迎えに来させる。(その他の者は職員と避難準備)
- (ロ) 学校の児童・生徒は、避難に備えた準備を行う。
- (ハ) 避難行動要支援者等(医療機関、福祉施設等)は、避難準備を行う。
- (ニ) 愛媛県に町内移動用車両、広域避難バス及び船舶等の手配を依頼する。
- (ホ) 一時集結所の伊方中学校、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館(以下「各一時集結所」という。)、松前町の避難経由所(松前公園)の開設準備

イ 【施設敷地緊急事態】

- (7) 町内住民に避難準備の周知を行う。
- (イ) 避難行動要支援者等及び乳幼児、児童とその保護者等は、各一時集結所へ避難し、その後、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難する。医療機関入院者、福祉施設入所者は直接指定された避難所へ避難する。
- (ウ) 学校の児童、生徒等が在学時に避難の指示があった場合は、学校から集団で、直接松前町の避難経由所（松前公園）へ避難する。

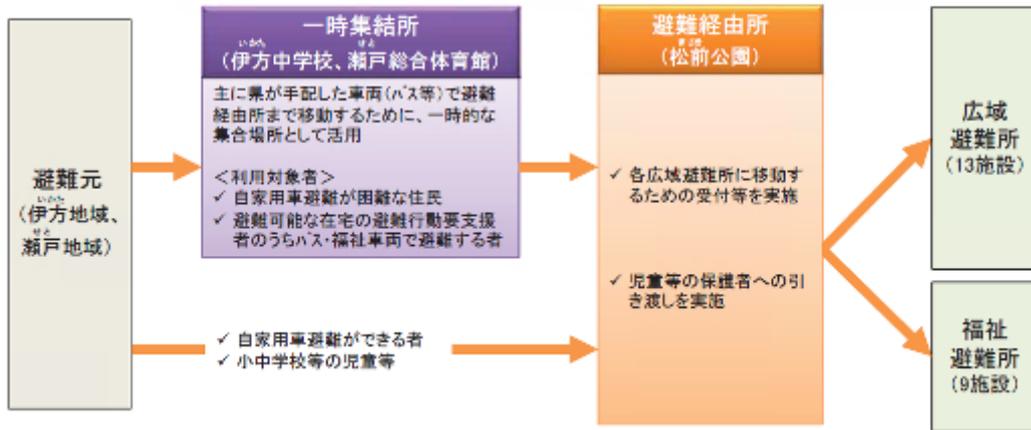
ウ 【全面緊急事態】

- (7) 町内全域の住民に即時広域避難の指示を行う。
- (イ) 学校の児童、生徒等の保護者は松前町の避難経由所（松前公園）及び指定する広域避難所で児童・生徒の引き渡しを行う。ただし、保護者が直接学校に児童・生徒を迎えに来た場合は、引き渡すものとする。
- (ウ) 自力で避難可能な住民は（近所で乗り合わせなどの方法で）自家用車等で松前町の避難経由所（松前公園）へ避難する。
- (エ) 自主避難が困難な住民は、各地区に町又は愛媛県が手配した町内移動用車両にて各一時集結所へ移動する。（自家用車等で各一時集結所へ移動可能な住民はその旨実施する。）
- (オ) 各一時集結所から松前町の避難経由所（松前公園）へは、愛媛県が手配した大型バス等による陸路避難とする。
- (カ) 広域避難所は松前町内の施設と定め、避難経由所の「松前公園」を中心とした広域避難所を「5-1 陸路避難の一時集結所・広域避難先等」のとおり定める。
- (キ) 松前町の避難経由所（松前公園）へのルートは愛媛県の指示する経路とする。
- (ク) 安定ヨウ素剤の服用は、原則、原子力規制委員会から指示があった場合に服用する。

(2) P A Z 圏内における基本的な避難体制について

P A Z 圏内については、原則陸路避難とし、下記の体制により避難するものとする。

- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後は、広域避難所又は福祉避難所へ移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(3) 放射性物質が放出される等、国道 197 号等が通行不能となった場合の予防避難エリアの避難方法等について

予防避難エリアでの避難方法等については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難・海路避難・空路避難・屋内退避）を準備し、これらの避難方法等を組み合わせて対応を実施することとする。

ア 予防避難エリアにおける状況に応じた対応について（4 ケース作成）

警戒事態において県及び町は道路や港湾等の状況を確認の上、避難方法の検討を開始し、施設敷地緊急事態において陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避等の方法を決定し、予防避難エリアの住民に広報するものとする。

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合		屋内退避	ケース4

イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

※ 放射性物質の放出後については、UPZ圏における対応と同様、緊急時モニタリングの結果を踏まえ、避難又は一時移転等を指示するものとする。

(7) ケース1 陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、陸路が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路所（松前公園）に移動の上、松前町が指定する広域避難所に避難。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難。

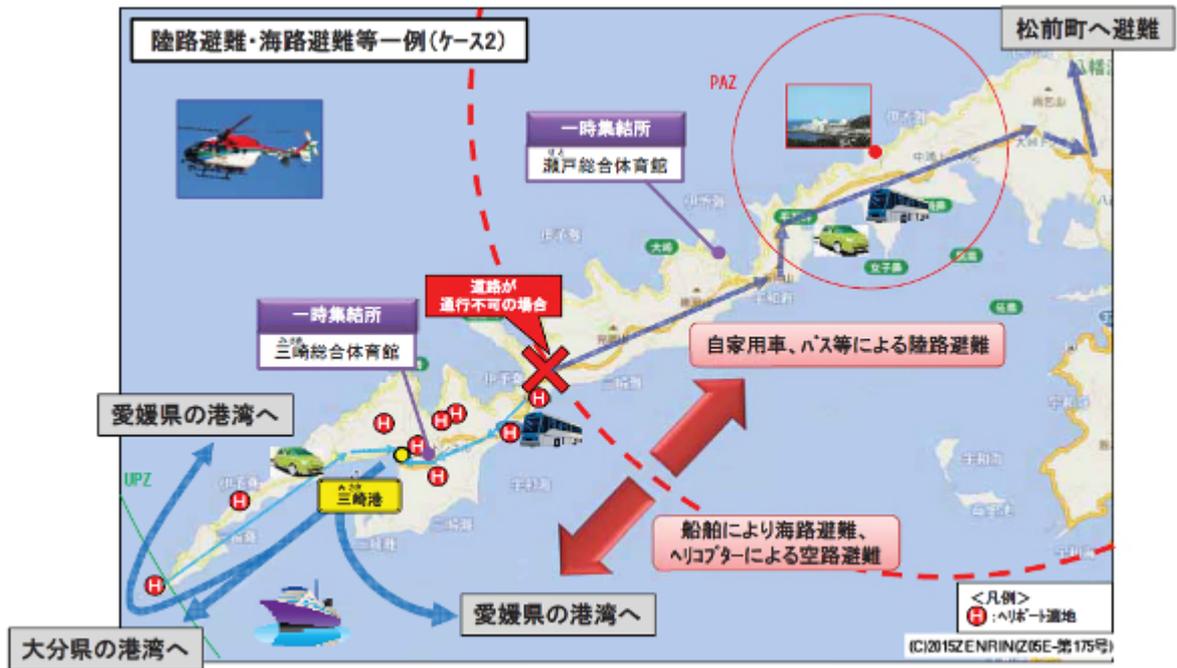


イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(1) ケース2 陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、陸路による避難が一部できないが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、愛媛県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県が手配した船舶により実施。
 - ・一時集結所（三崎総合体育館及び三崎小中学校体育館等）から、三崎港及びその他拠点となる港等（井野浦ムーンビーチ等）には、町又は愛媛県が手配した巡回バス及び搬送用車両にて、移動する。
 - ・一時集結所（三崎総合体育館及び三崎小中学校体育館等）から、ヘリコプター等の活

動拠点には、町又は愛媛県が手配した巡回バス及び搬送用車両にて、移動する。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(ウ) ケース3 海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、陸路が使用不可であるが、港湾が使用可能であり、船舶が確保できる場合は、海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、愛媛県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県が手配した船舶により実施。
 - ・瀬戸地域の予防避難エリア地区は、一時集結所が瀬戸総合体育館から三崎小中学校体育館に変更となる。（三机港の状況により瀬戸総合体育館も使用する場合がある）
 - ※ 瀬戸地域のPAZ圏の地区は、状況により一時集結所が瀬戸総合体育館から伊方中学校に変更となる場合がある。
 - ・各一時集結所（三崎総合体育館、三崎小中学校体育館）から三崎港及びその他拠点となる港等（井野浦ムーンビーチ等）には、町又は愛媛県が手配した巡回バス及び搬送用車両にて移動する。（状況により瀬戸総合体育館、三机港を使用する場合がある。）
 - ・各一時集結所から、ヘリポート等の活動拠点には、町又は愛媛県が手配した巡回バス及び搬送用車両にて移動する。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(I) ケース4 屋内退避を実施する場合

○放射性物質放出まで時間的猶予があるものの、道路及び港湾等が使用できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合、屋内退避を実施。

- ・住民は最寄りの屋内退避施設に移動する。この場合、自宅あるいは近所等に使用可能なコンクリート建屋がある場合は、公共施設以外の屋内退避建物を積極的に使用する。
- ・津波発生の恐れが危惧される場合には、津波の影響が少ない施設を選定する。(その他複合災害においても、同様に、影響の少ない施設を選定する。)
- ・自力で移動可能な住民は(近所で乗り合わせなどの方法で)自家用車、徒歩等により屋内退避施設へ移動する。
- ・自家用車、徒歩等での屋内退避施設への自主避難が困難な住民は、当該地区の自主防災組織、消防団、住民等の協力を得て、町又は愛媛県が手配した町内移動用車両にて移動する。



イメージ図 ～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

イ 海路避難方法の内容は以下のとおり。

- (7) 一時集結所から海上輸送による愛媛県内・大分県等の広域避難所へは、愛媛県手配の船舶等による海路避難を行う。
- (i) 愛媛県手配の船舶等が港等に着岸出来ない場合は、関係機関の協力を得て、ヘリコプターなどの空路輸送及び自家用漁船等で沖合の船舶へ移動するなど、漁協等の協力を得るものとする。
- (ii) 愛媛県内・大分県等の広域避難所は、愛媛県広域避難計画に基づいたものとする。
- (I) 安定ヨウ素剤の服用は、原則、原子力規制委員会から指示があった場合に服用する。

(4) その他

- ア 予防避難エリアの住民が避難途中で陸路避難から海路避難に変更となった場合、陸路避難中の車両については、伊方発電所以西の特定の場所で通行止めを行い、海路避難時の一時集結所へ向かうものとする。
- イ 避難の指示があった場合は、滞在している場所からの避難を原則とする。町外（県内）に滞在している場合は、原則、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難する。
- ウ 実際の運用にあたっては、原子力発電所における事故等の状況及び国が示す判断基準に基づくとともに、本計画を柔軟に応用して対応する。
- エ 一時集結所が津波等の浸水により、使用できない場合には、伊方町民グラウンド及び三崎高等学校等を代替施設とする。
- オ 無理に避難することにより健康リスクが高まる者及び避難の指示後の残留者等、放射性物質の放出等により被ばくの恐れがある者は以下の放射線防護対策措置を施した施設に一時屋内退避し、その後、OILの基準等に従い避難する。

<放射線防護対策措置を施した施設>

- (ア) つわぶき荘3階部分
- (イ) 九町診療所2階部分
- (ウ) 瀬戸診療所2階部分
- (エ) 串診療所2階部分
- (オ) 三崎高校1階部分
- (カ) 瀬戸あいじゅ2階部分（別棟）
- (キ) 中央公民館（3階）

(PAZ圏内の放射線防護施設)



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

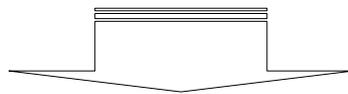
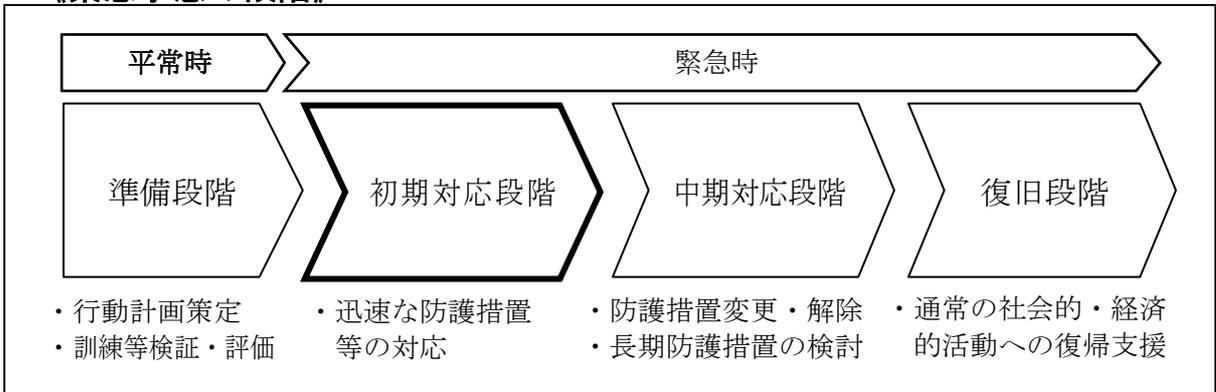
(UPZ圏内の放射線防護施設)



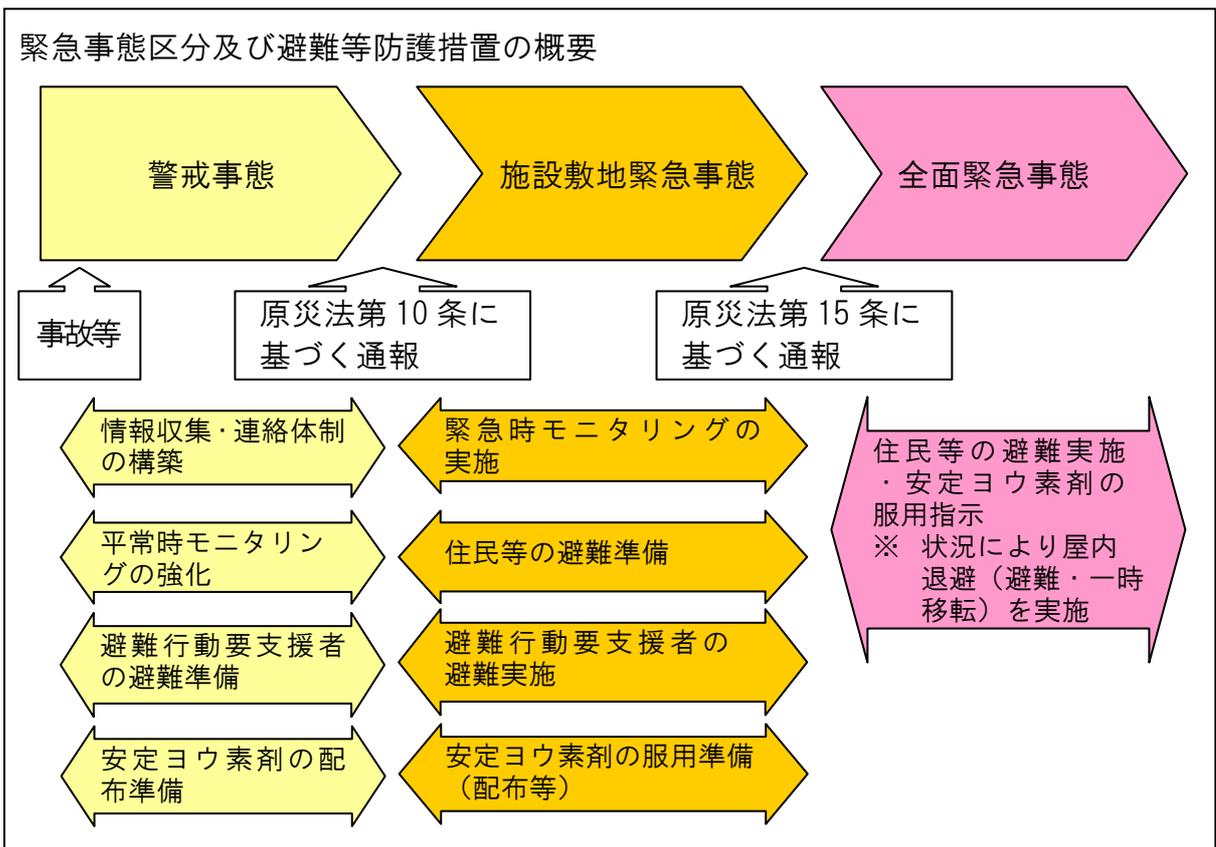
～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

2-3 避難等の防護措置を実施する際の基本スキーム

《緊急事態の段階》



《緊急事態の初期対応段階における防護措置》



①避難及び一時移転

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

避難	空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するもの。

②屋内退避

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより被ばくの低減を図るもの。

特に、病院や社会福祉施設等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

2-4 緊急事態の段階

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国、四国電力(株)、愛媛県等とそれぞれ協議の上、必要に応じて以下の避難体制の段階的な実施により、住民に混乱が生じないように配慮する。

《緊急事態区分及びEALの概要》

レベル	避難体制等	実施主体
EAL (AL)	「警戒事態」 事故等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 町災害対策本部の設置 ・ 関係機関との事前調整、情報収集 ・ 愛媛県へ避難者受入先自治体への事前調整を要請 ・ 避難行動要支援者等（保育所、学校の児童生徒、医療機関、福祉施設等を含む）及び避難支援者の早めの避難準備並びに避難車両の手配準備 ・ 住民広報の実施 ・ 医師の派遣要請準備 ・ 安定ヨウ素剤配布準備 ・ オフサイトセンター派遣職員準備 ・ 各一時集結所、避難経由所の設営準備 	愛媛県 町災害対策本部
↓		
EAL (SE)	「施設敷地緊急事態」 原災法第10条に基づく通報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者等（保育所、学校の児童生徒、医療機関、福祉施設等を含む）及び避難支援者の早めの避難実施並びに避難車両の手配 ・ 住民広報の実施 ・ 一般住民への避難準備並びに避難車両（バス等）の手配 ・ 医師の派遣要請 ・ 安定ヨウ素剤配布（避難行動要支援者等） ・ オフサイトセンター職員派遣 ・ モニタリング要員派遣 ・ 各一時集結所、避難経由所、放射線防護施設の設営等 ・ 安定ヨウ素剤服用準備（一時集結所へ集積） 	愛媛県 町災害対策本部
↓		
EAL (GE)	「全面緊急事態」 原災法第15条に基づく通報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、全住民即時避難及び原則原子力規制委員会の指示による安定ヨウ素剤の服用 ・ 避難中に発電所から放射性物質が放出される等、国道197号等が通行不能となった場合は、予防避難エリアにおいては、車両による松前町への陸上避難から船舶、ヘリコプター等による海路、空路避難又は屋内退避に変更 ・ 住民広報の実施 ・ 町内残留者、避難困難者、一時滞在者の確認及び避難 	愛媛県 町災害対策本部

3 計画の対象範囲

3-1 避難計画の対象とする地域

3-2 地区別人口及び避難行動要支援者等の詳細

3-1 避難計画の対象とする地域

伊方町は、全域が伊方発電所から半径 30 km内にあり、原子力災害対策指針で設定する「PAZ」及び「UPZ」に含まれている。

このことから、伊方発電所で発生した事故等有事の際には、国、事業者（四国電力株）、愛媛県等との協議により、災害対策基本法に基づき、町長は必要に応じて、次の区域を対象に避難の指示を発令する。

表1 避難計画の対象とする地域（PAZ）

項目	PAZ（5 km圏内）予防的防護措置を準備する区域			
集落数	27 自治区			
人口	5,340 人			
世帯数	2,413 世帯			
避難対象地域（自治区）	大浜 湊浦1 川永田1 亀浦 須賀 加周 大成	中之浜 湊浦2 川永田2 奥 久保 田之浦 足成	仁田之浜 小中浦 豊之浦 向 西 古屋敷 佐市	河内 中浦 伊方越 畑 二見 鳥津

（人口、世帯数は、平成 28 年 4 月 1 日現在）

表2 避難計画の対象とする地域（UPZ「予防避難エリア」）

項目	UPZ（30 km圏内）緊急時防護措置を準備する区域			
集落数	28 自治区			
人口	4,724 人			
世帯数	2,345 世帯			
避難対象地域（自治区）	三机 塩成 大久 高茂 佐田 串 松	上倉 大江 川之浜 リゾート 大佐田 正野 名取	松之浜 志津 田部 三崎 井野浦 二名津 釜木	高浦(瀬戸) 小島 神崎 高浦(三崎) 与修 明神 平磯

（人口、世帯数は、平成 28 年 4 月 1 日現在）

3-2 地区別人口及び避難行動要支援者等の詳細

PAZ (5 km圏内) 対象地域 ※要配慮者は福祉施設等への入所者を除く

No	自治区	世帯数	人口	要配慮者等			
				* 避難行動 要支援者	3歳未満児		
1	大浜	168	424	14	3		
2	中之浜	73	184	6	3		
3	仁田之浜	156	323	6	5		
4	河内	126	262	7	3		
5	湊浦1	517	1,122	16	45		
6	湊浦2	32	60	4	0		
7	小中浦	58	154	4	1		
8	中浦	90	212	4(1)	3		
9	川永田1	171	402	13(1)	4		
10	川永田2	48	81	6	1		
11	豊之浦	176	382	11(1)	0		
12	伊方越	27	67	4	2		
13	亀浦	42	79	4	0		
14	奥	68	138	4	0		
15	向	67	121	6	1		
16	畑	94	231	8	4		
17	須賀	73	156	18	3		
18	久保	44	100	3	0		
19	西	55	120	7	2		
20	伊方 発電 所以 西の PAZ地 区(参 考)	二見	29	65	722	4	0
21		加周	46	101		1	1
22		田之浦	72	170		8(1)	5
23		古屋敷	26	57		2	0
24		鳥津	44	86		5(1)	0
25		大成	37	86		4	2
26		佐市	12	22		1	0
27		足成	62	135		5	1
合計 (PAZ内)		2,413	5,340	175(5)	89		

※ (平成28年4月1日現在) * 避難行動要支援者は5月末現在

※ () は、無理に避難することにより健康リスクが高まる避難行動要支援者である

UPZ「予防避難エリア」(5~30.km圏内) 対象地域

No	自治区	世帯数	人口	要配慮者等	
				* 避難行動 要支援者	3歳未満児
1	三机 (5~10 km)	186	380	10	8

3 計画の対象範囲

2	上倉 (5~10 km)	8	15	1	0
3	松之浜 (5~10 km)	5	8	0	0
4	高浦 (瀬戸) (5~10 km)	4	7	0	0
5	塩成 (5~10 km)	119	254	11	4
6	大江 (5~10 km)	45	95	5(1)	1
7	志津 (5~10 km)	19	31	5	0
8	小島 (10~15 km)	39	66	1	0
9	大久 (10~15 km)	183	397	11	7
10	川之浜 (5~10 km)	166	336	1	2
11	田部 (10~15 km)	34	65	4	0
12	神崎 (10~15 km)	37	62	4(2)	0
13	高茂 (10~15 km)	7	16	0	0
14	リゾート (10~15 km)	31	55	1	1
15	三崎 (20~25 km)	496	1,001	42(2)	11
16	高浦 (三崎) (20~25 km)	48	91	3	1
17	佐田 (20~25 km)	22	35	0	0
18	大佐田 (20~25 km)	37	65	4(1)	0
19	井野浦 (20~25 km)	57	111	6	0
20	与侈 (20~25 km)	99	206	16(1)	0
21	串 (25~30 km)	138	300	3	5
22	正野 (25~30 km)	148	301	18(3)	1
23	二名津 (15~20 km)	175	359	12(1)	5
24	明神 (15~20 km)	31	50	1	0
25	松 (15~20 km)	51	95	2	0
26	名取 (15~20 km)	104	217	8	0
27	釜木 (15~20 km)	35	58	1	0
28	平磯 (15~20 km)	21	49	0	0
合計(UPZ「予防避難エリア」内)		2,345	4,724	170(11)	46
(参考・伊方町合計)		4,758	10,064	345(16)	135
(参考・伊方発電所より東側地区) PAZ1~19		2,085	4,618	145	80
(参考・伊方発電所より以西) PAZ20~27・UPZ1~28		2,673	5,446	200	55
(参考・伊方地域) PAZ1~25		2,339	5,183	169	88
(参考・瀬戸地域) PAZ26~27・UPZ1~14		957	1,943	60	24
(参考・三崎地域) UPZ15~28		1,462	2,938	116	23

※ (平成28年4月1日現在) * 避難行動要支援者は5月末現在

※ () は、無理に避難することにより健康リスクが高まる避難行動要支援者である

4 避難に関する情報伝達

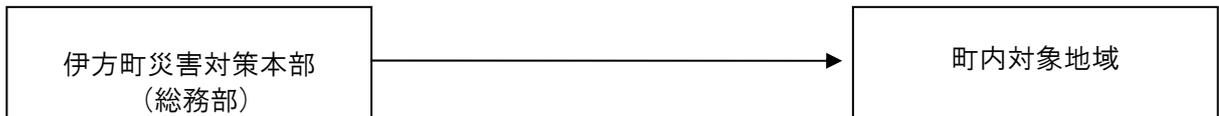
4-1 伝達及び手段・伝達内容

4-1 伝達及び手段・伝達内容

(1) 情報伝達手段

町防災行政無線（同報系・移動系）のほか、以下の方法等により、対象地域の住民、事業所、来町者（観光客等）に対して速やかな帰宅又は避難を指示する。

- ア 広報車巡回
- イ 町ホームページ
- ウ 拡声器
- エ 緊急速報メールサービス（エリアメール）
- オ 八西CATV文字放送



※ 以下に、町が整備する住民への主な情報伝達手段の例を「伊方地域の緊急時対応」から抜粋して添付する。

（町が整備する住民への主な情報伝達手段の例）



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(住民への情報伝達 PAZ)



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(住民への情報伝達 UPZ「予防避難エリア」)



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(2) 伝達内容

警戒広報から屋内退避、避難までの有線放送、防災行政無線（同報系）による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。

なお、広報車による現地巡回広報は、この例文に準じる。

① 第1段階 「警戒事態」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

<広報例文>

こちらは、防災伊方町役場です。
 (例・「本日発生した〇〇の影響により」)

または「四国電力伊方発電所内の〇〇トラブルにより」など）
「四国電力伊方発電所で事故が発生しました。」

現在のところ、環境への放射能の影響はありません。ただし、今後の状況によっては避難指示（緊急）あるいは、屋内退避の指示をすることがあります。

住民の皆様は、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、避難への準備を行い、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

保育所の保護者の皆様は、直ちに児童を迎えに来てください。
避難行動要支援者の関係者、乳幼児の保護者は直ちに避難準備を行ってください。
伊方町内に滞在している観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、直ちに帰宅準備をお願いします。

今後も、新たな情報が入り次第、お知らせしますので、落ち着いて行動してください。

② 第2段階 「施設敷地緊急事態段階」（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）

<広報例文>

こちらは防災伊方町役場です。

本日発生した、四国電力伊方発電所事故により、
（例・1号機から3号機全てが自動停止）
〇〇しました。

（例・「3号機では全ての電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続しています。復旧作業に全力であたっておりますが、現時点では復旧の目途は立っておりません。」など）

現在のところ、環境への放射能の影響はありませんが、今後の状況によっては避難の指示（あるいは、屋内退避の指示）をすることがありますので事前の準備をお願いします。

なお、町内の避難行動要支援者の方その付添いや援助される方並びに幼児、児童、学生とその保護者の方は予防的に早めの避難を行うこととなっていますので、落ち着いて避難を始めてください。

（*在園、在学中の場合は、以下のとおり。）
（「保育所園児、学校の児童・生徒は、学校から直接、松前町の松前公園へ避難します。保護者の皆様は松前町の避難先にて児童・生徒の引き取りをお願いします。」）

そのほかの住民の皆様は、今後、新しい情報が入るまで、無用な外出は控え、自宅にとどまり、早めの避難準備を行い、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

③ 第3段階 「全面緊急事態段階」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

＜広報例文＞

こちらは防災伊方町役場です。

四国電力伊方発電所では、
(例・「〇〇の影響により、原子炉冷却機能が完全に喪失され」など)
〇〇の状況であることから「原子力緊急事態宣言」が発令されました。

現在のところ、環境への放射能の影響はありません。

町民の皆様にお知らせします。

直ちに避難を開始して下さい。

現在、発電所からの放射性物質の放出はありませんので、国道197号は安全に通行出来ます。

自家用車で松前町へ避難する方は、出来るだけ近所の方を誘い、安全運転で走ってください。避難先は、松前町の松前公園です。運転の際は、愛媛県警の指示する経路を通行してください。

自家用車で避難ができない方は、町の用意した車両が集会所等に向かいますので、地区の指定された場所に直ちに集合してください。その後、伊方地域は伊方中学校、瀬戸地域は瀬戸総合体育館、三崎地域は三崎総合体育館からバスで松前町へ避難する予定です。

自家用車で伊方中学校、瀬戸総合体育館又は三崎総合体育館まで来られる方は、出来るだけ近所の方を誘い、安全運転で走ってください。

各地区から町の車で伊方中学校、瀬戸総合体育館又は三崎総合体育館へ来られる方は、各集会所など所定の場所に直ちに集合してください。

(*在園、在学中の場合は、以下のとおり。)

(「保育所園児、学校の児童・生徒は、学校から直接、松前町の松前公園へ避難します。保護者の皆様は松前町の避難先にて児童・生徒の引き取りをお願いします。」)

住民の皆様には、この事故の状況や防災上の注意事項などについて適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報などに注意してください。

④ 第4段階 「全面緊急事態段階」以降の 「ケース2、ケース3」 の状況
において(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

＜広報例文＞

こちらは防災伊方町役場です。

現在、車両避難を行っている住民の皆様にお知らせします。

国道 197 号（〇〇付近）において、車の通行が出来なくなり、（〇〇以西の地域については）海路避難に変更となりました。

瀬戸地域、三崎地域（〇〇以西）の住民の皆様は、三崎港から船舶による海路避難となります。

瀬戸地域の住民は三崎小中学校体育館（状況により瀬戸総合体育館）へ、三崎地域は三崎総合体育館へお集まりください。

自家用車で来られる方は、出来るだけ近所の方を誘い、安全運転で走ってください。

自家用車で避難ができない方は、町の用意した車両が集会所等に向かいますので、地区の指定された場所に直ちに集合してください。

住民の皆様には、この事故の状況や防災上の注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報などに注意してください。

⑤ 第5段階 「全面緊急事態段階」以降の 「ケース4」 の状況において（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）

<広報例文>

【放射性物質放出のおそれが高まった場合】

こちらは防災伊方町役場です。

本日発生した伊方原子力発電所の事故により、放射性物質の放出のおそれが高まっています。町民の皆様は、避難所や集会所等の最寄りのコンクリート建屋に移動し、屋内退避を実施してください。

建物の窓やドアを閉めて換気扇、エアコンを止めて、外気を遮断してください。
外から帰ってきた人は、念のため顔や手洗い、うがいをしてください。

住民の皆様には、この事故の状況や防災上の注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

無理に避難すると無用な被ばくをするおそれがありますので、落ち着いて屋内退避をしてください。

【国道197号が通行止め、港湾が使用できない等により陸路、海路避難が困難となった場合】

こちらは防災伊方町役場です。

本日発生した、地震及び津波等の被害により国道197号●●付近と県道●●付近で通行止め、さらに町内の各港湾が使用できない状態です。

伊方原子力発電所の事故においては、放射性物質の放出のおそれは高まっておりませんが、町民の皆様は、原子力発電所の事故の進展に備えて、避難所や集会所等の最寄りのコンクリート建屋に移動し、屋内退避を実施してください。

放射性物質の放出のおそれが高まった場合には、町内放送しますので、指示に従い、建物の窓やドアを閉めて換気扇、エアコンを止めて外気を遮断してください。
外から帰ってきた人は、念のため顔や手洗い、うがいをしてください。

住民の皆様には、この事故の状況や防災上の注意事項などについて、適宜お知らせしますので、引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に注意してください。

5 避難誘導及び住民の輸送

- 5-1 陸路避難の一時集結所・広域避難先等
- 5-2 海路避難及び空路避難時の一時集結所・広域避難所等
- 5-3 避難（輸送）経路等
- 5-4 学校施設等からの避難輸送等
- 5-5 避難の誘導・確認

5-1 陸路避難の一時集結所・広域避難先等

「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」のとおり、避難の指示区域を町内全域とする。避難の指示があった場合は松前町への車両による陸路避難とする。ただし、放射性物質が放出される等、国道 197 号等が通行不能となった場合の予防避難エリアにおいては、船舶による三崎港及び三机港から愛媛県内、大分県等への海路避難及び空路避難又は屋内退避に変更する。

(1) 陸路避難の場合の広域避難先等

- ア 自家用車等により自力で松前町への避難可能な住民は、近所で乗り合わせなどの方法を用いて、自家用車等での迅速な避難を優先する。
 - イ 松前町への自家用車等での自主避難が困難な住民は、各地区に町又は愛媛県が配車した町内移動用車両にて各地域ごとに各一時集結所へ移動する。（自家用車等で各一時集結所まで移動可能な住民はその旨実施する。）
 - ウ 各一時集結所から松前町への避難経路所（松前公園）へは愛媛県が手配したバス等による陸路避難とする。
 - エ 広域避難所は松前町と定め、避難経路所である「松前公園」（「エミフルMASAKI」横の体育館）を中心とした広域避難所は下記のとおりとする。
 - オ 原則、避難経路所の「松前公園」で受付等を行った後、松前町の指示する各広域避難所へ移動を行う。また、下記広域避難所を利用しない方は、個々の避難先（個人で避難する場合の松山市内などの住所や避難者氏名など）を申し出るものとする。
 - カ 松前町が複合災害等で避難受入が難しい場合は、愛媛県が2次避難先である今治市、上島町等と調整を行い、避難先を変更する。
 - キ 町民が町外の愛媛県内に滞在中、避難の指示が出た際などは、直接松前町の避難経路所（松前公園）への避難とする。
 - ク 避難先の避難所運営においては、「伊方町避難所運営マニュアル（初動対応編）（応急復旧編）（資料編）」に基づき対応する。
- ※ 平成 29 年度中に完成予定

(松前町の広域避難所等)

No	地域名	一時集結所	避難経由所	広域避難所
1	伊方地域 (対象 5,183 人)	伊方中学校体育館 (面積 850 m ²)	松前公園	松前町の指示する下記の 広域避難所 松前公園体育館 松前小学校 松前中学校 北伊予小学校 北伊予中学校
2	瀬戸地域 (対象 1,943 人)	瀬戸総合体育館 (面積 2,018 m ²)	松前公園	岡田小学校 岡田中学校 県立伊予高校 健康増進センター
3	三崎地域 (対象 2,938 人)	三崎総合体育館 (面積 1,878 m ²)	松前公園	松前総合文化センター 東公民館 西公民館 北公民館

5-2 海路避難及び空路避難時の一時集結所・広域避難所等

愛媛県広域避難計画に基づき、避難の指示があった場合は松前町への陸路避難とする。事態が進展し、伊方発電所から放射性物質が放出される等、国道197号等が通行不能となった場合、予防避難エリアは三崎港及び三机港から愛媛県内、大分県等への海路避難及び空路避難又は屋内退避とする。

(1) 陸路避難から海路避難及び空路避難（愛媛県内、大分県等への船舶等避難）に変更となった場合

ア 瀬戸地域の予防避難エリア地区は、一時集結所が瀬戸総合体育館から三崎小中学校体育館に変更になる。（三机港等の状況により瀬戸総合体育館の場合もある。）

※ 状況により伊方発電所以西のPAZ地区を含む

イ 自家用車等により自力で一時集結所へ移動可能な住民は近所で乗り合わせなどの方法を用いて、自家用車等により、瀬戸地域の予防避難エリア地区は一時集結所の三崎小中学校体育館へ、三崎地域は一時集結所の三崎総合体育館へ移動する。

（三机港等の状況により瀬戸総合体育館の場合もある。）

※ 状況により伊方発電所以西のPAZ地区を含む

ウ 各一時集結所へ自家用車等で自主避難が困難な住民は、各地区に町又は愛媛県が手配した町内移動用車両で、各一時集結所へ移動する。

エ 各一時集結所から愛媛県内、大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶等により行う。

オ 愛媛県手配船舶等が三崎港等に着岸出来ない場合は、関係機関の協力を得てヘリコプター等の空中輸送及び漁協等の協力を得て自家用漁船等で沖合の船舶へ移動する。さらに陸海空自衛隊等の協力を得て、井野浦ムーンビーチや各学校グラウンド等を利用し避難行動ができるものを選択し住民を避難させる。

カ 愛媛県内・大分県等の広域避難所は、下記の広域避難所とし、愛媛県、大分県と伊方町が調整し、あらかじめ定めるものとする。

※ 大分県の受入は、予防避難エリア内の一般住民を対象としている。

キ 船舶等が大分県到着後、港から避難経由所（大分県内）若しくは広域避難所等への移動は大分県が手配するバス等で実施する。

ク 海路による大分県等への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。

ケ 海路による大分県への避難の際は、放射性物質の放出前後にかかわらず、原則、愛媛県内で避難退域時検査を実施しなければならない。

（海路避難の広域避難所等）

No	地域名・地区名	一時集結所	避難経由所	広域避難所
1	予防避難エリアの瀬戸地域 (対象 1,787 人)	三崎小中学校体育館 (面積 909 m ²) ※状況により瀬戸総合体育館 (面積 2,018 m ²)	愛媛県・大分県の指示する箇所	愛媛県・大分県の指示する広域避難所
2	三崎地域 (対象 2,938 人)	三崎総合体育館 (面積 1,878 m ²)		
3 (参考)	伊方発電所以西のPAZ地区 (対象 722 人)	三崎小中学校体育館 ※状況により瀬戸総合体育館	愛媛県の指定する箇所	愛媛県の指定する広域避難所

(2) 屋内退避に変更となった場合

放射性物質放出まで時間的猶予があるものの、道路及び港湾等が使用できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合、屋内退避を実施する。

ア 「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」の(2)ア(エ)の「ケース4 屋内退避を実施する場合」のとおり、最寄りのコンクリート建屋に屋内退避を実施する。

※ 原則、予防避難エリアの住民を対象としているが、伊方発電所から放射性物質が放出される等、国道197号等が通行不能となった場合で伊方発電所以西のPAZ地区の住民が屋内退避となれば、予防避難エリア内の屋内退避施設を考慮する。

イ 自家用車、徒歩等により自力でコンクリート建屋へ移動可能な住民は近所で乗り合わせなどの方法を用いて移動する。

ウ 自家用車、徒歩等で自主避難が困難な住民は、各地区に町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、各コンクリート建屋へ移動する。

※ 各地区の情報収集を徹底する。

(予防避難エリアの屋内退避施設)

屋内退避施設	収容可能人数	予防避難エリア内の人口	伊方発電所以西のPAZ地区(参考)
屋内退避施設 44施設	14,476人	4,724人	722人
うち「放射線防護施設」5施設	859人		
うち「放射線防護施設以外の屋内退避施設」25施設 ※	6,748人		
小計 ※	7,607人	5,446人	

※印は、津波の影響が少ない施設を選定した場合

エ 予防避難エリアにおける物資供給体制については、物資集積拠点等から予防避難エリアまで、県等のヘリコプターにより物資を供給。

供給された物資については、町職員等により各屋内退避施設等に搬送する。

以下に、ヘリポート適地を「伊方地域の緊急時対応」から抜粋して添附する。



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

5-3 避難（輸送）経路等

(1) 住民の陸路避難

各地区から、各一時集結所までの町又は愛媛県が配車した町内移動用車両による経路等は、次のとおりである。

各一時集結所から松前町の避難経由所（松前公園）及び広域避難所へは愛媛県広域避難計画に基づいたものとし、愛媛県の指示する経路等とする。

ア 各一時集結所までの（輸送）経路等（別紙参照）

- (7) 自家用車による避難が可能な者はなるべく近所で乗り合わせを行い、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難する。
- (イ) 各一時集結所まで自家用車で移動し、その後バスにて松前町へ移動する場合
個人の自家用車はそれぞれの施設に隣接するグラウンド、駐車場等に駐車する。
- (ウ) 自家用車での自主避難が困難な住民が町又は愛媛県が配車した町内移動用車両による避難の場合
各地区住民は、徒歩等にて各集会所等に集合し、町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、各一時集結所へ移動する。
車両の配車等は車両確保などの状況により対応し、防災行政無線等で周知を行う。
※町内移動用車両は各ルートに応じた車両とし、各ルートに普通車を含めた2台以上を確保する。
- (I) 各集会所等の配車経路及び一覧は以下のとおり（一時集結所に近い住民は徒歩で移動）

○ 伊方地域（一時集結所＝伊方中学校）（5ルート）

- ・大浜集会所⇒中之浜集会所⇒仁田之浜集会所⇒一時集結所
- ・豊之浦集会所⇒新川会館⇒川永田コミュニティーセンター⇒中浦集会所⇒一時集結所
- ・伊方越集会所⇒亀浦集会所⇒一時集結所
- ・田之浦集会所⇒古屋敷集会所⇒二見公民館⇒二見集会所⇒西久保集会所⇒須賀集会所⇒畑コミュニティーセンター⇒向集会所⇒奥集会所⇒一時集結所
- ・鳥津集会所⇒大成集会所⇒一時集結所

※ 徒歩にて参集する地区 河内、湊浦一・二、小中浦

○ 瀬戸地域（一時集結所＝瀬戸総合体育館）（5ルート）

- ・足成集会所⇒佐市集会所⇒高浦地区区長宅⇒一時集結所
- ・上倉集会所⇒瀬戸町民センター⇒一時集結所、
- ・小島集会所⇒志津集会所⇒大江集会所⇒松之浜集会所⇒一時集結所
- ・大久集会所⇒瀬戸社会教育会館⇒塩成集会所⇒一時集結場所
- ・神崎集会所⇒田部集会所⇒高茂消防倉庫⇒瀬戸アグリトピア（リゾート地区）⇒一時集結所

※ 徒歩にて参集する地区 該当なし

○ 三崎地域（一時集結所＝三崎総合体育館）（4ルート）

- ・平磯集荷場⇒釜木集会所⇒名取集会所⇒一時集結所
- ・松集会所⇒明神集会所⇒二名津集会所⇒一時避難所
- ・井野浦集会所⇒大佐田集会所⇒佐田集会所⇒高浦集会所⇒一時集結所
- ・正野集会所⇒串集会所⇒与侈集会所⇒灘地区区長宅⇒サザエバヤ集会所⇒一時集結所

※ 徒歩にて参集する地区 三崎地区内の（須賀、中村、上、札場、杉山、中西、大西、赤坂、川之元、中尾）

(2) 予防避難エリアの住民が海路避難となった場合の避難方法

予防避難エリアの住民が三崎港等からの海路避難となった場合の一時集結所までの（輸送）

経路等は、次のとおりである。

各一時集結所から愛媛県、大分県等の広域避難所へは、愛媛県広域避難計画に基づいたものとし、愛媛県の指示する経路等とする。

※ 原則は予防避難エリアを対象としているが、状況により伊方発電所以西のPAZ地区も考慮する。

ア 予防避難エリアの住民が海路避難となった場合の、一時集結所である三崎小中学校体育館及び三崎総合体育館までの（輸送）経路等

(7) 自家用車利用の場合（一時集結所まで自家用車移動）

自家用車等で一時集結所の三崎小中学校体育館又は三崎総合体育館まで移動し、その後、三崎港に移動する。

愛媛県内・大分県等へ避難する場合は、個人の自家用車はそれぞれの施設に隣接するグラウンド、駐車場等に駐車する。

※状況により瀬戸総合体育館を使用する。

(4) 自家用車等での自主避難が困難な住民が、町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で避難する場合は、徒歩等にて各集会所等に集合し、町又は愛媛県が配車した車両で、一時集結所の三崎小中学校体育館又は三崎総合体育館まで移動する。

※状況により瀬戸総合体育館を使用する。

車両の配車等は車両確保などの状況により対応し、防災行政無線等で周知を行う。

※町内移動用車両は各ルートに応じた車両とし、各ルートに普通車を含めた2台以上を確保する。

(ウ) 各集会所等の配車経路及び一覧は以下のとおり（一時集結所に近い住民は徒歩で移動）

○瀬戸地域（一時集結所＝三崎小中学校体育館）

- ・高浦地区区長宅⇒一時集結所
- ・上倉集会所⇒瀬戸町民センター⇒一時集結所、
- ・小島集会所⇒志津集会所⇒大江集会所⇒松之浜集会所⇒一時集結所
- ・大久集会所⇒瀬戸社会教育会館⇒塩成集会所⇒一時集結場所
- ・神崎集会所⇒田部集会所⇒高茂消防倉庫⇒瀬戸アグリトピア（リゾート地区）⇒一時集結所

※状況により瀬戸総合体育館を使用する。

○三崎地域（一時集結所は三崎総合体育館のまま変更なし）

(I) 原則は予防避難エリアを対象としているが、状況により伊方発電所以西のPAZ地区も考慮する。

○伊方地域（一時集結所＝三崎小中学校体育館）

- ・鳥津集会所⇒大成集会所⇒一時集結所（伊方中学校から三崎小中学校体育館）
- ・田之浦集会所⇒古屋敷集会所⇒二見公民館⇒二見集会所⇒一時集結所（伊方中学校から三崎小中学校体育館）

※状況により瀬戸総合体育館を使用する。

○瀬戸地域（一時集結所＝三崎小中学校体育館）

- ・足成集会所⇒佐市集会所⇒一時集結所（瀬戸総合体育館から三崎小中学校体育館）

※状況により瀬戸総合体育館を使用する。

愛媛県広域避難計画から



伊方地域



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

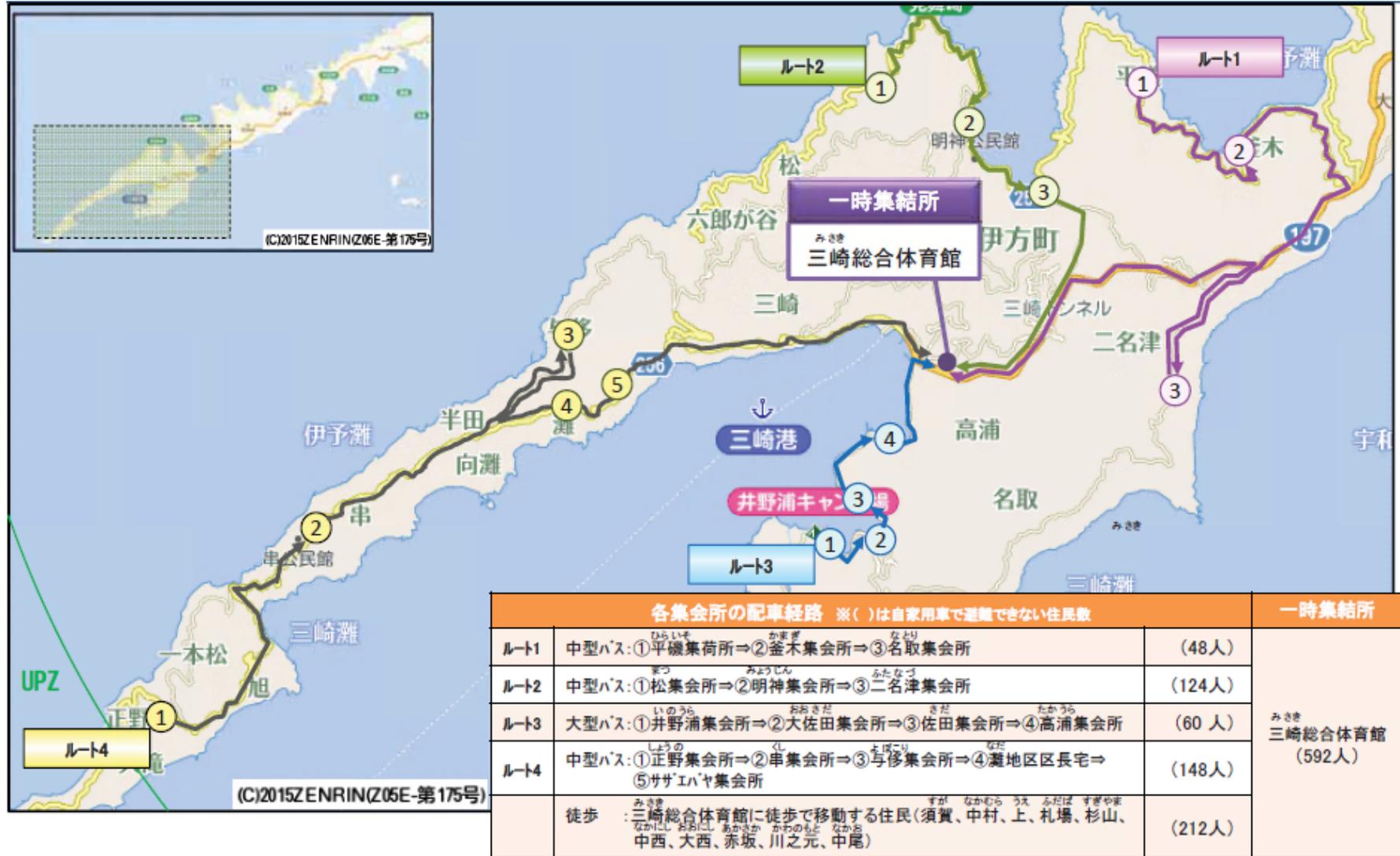
瀬戸地域



※1 足成集会所、佐市集会所はPAZに位置するため、人数の積算対象外
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

三崎地域



※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

別表（愛媛県広域避難計画から抜粋）



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

5-4 学校施設等からの避難輸送等

町内全ての学校、保育所等の児童・生徒が在学中において原子力災害が発生し、避難の指示等が出されたときの対応は、「2-2 避難にあたっての基本的な考え方」のとおりとする。

(1) 「警戒事態」

- ア 保育所の児童は、保護者に迎えに来させる。(連絡の取れない者は職員と最寄りの学校へ避難する)
- イ 学校の児童・生徒は、「施設敷地緊急事態」に備えた避難準備を行う。

(2) 「施設敷地緊急事態」

- ア 「施設敷地緊急事態」で即時避難となり、町内全ての学校において、児童、生徒等が在学時に避難の指示があった場合は、愛媛県が手配した大型バス等により学校から集団で、松前町の避難経由所（松前公園）へ避難を行う。
ただし、学校に保護者が直接、児童・生徒を迎えに来た場合は、引き渡すものとする。
保育所において、保護者が迎えに来られない児童は、職員とともに最寄りの学校の児童・生徒とともに避難する。その後、状況に応じて、避難経由所で保護者に引き渡すなどの方法とする。この際、保育所職員、教職員が同行するものとする。
- イ 安定ヨウ素剤の服用は、原則、原子力規制委員会から指示があった場合に服用する。

5-5 避難の誘導・確認

住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記の要領によるものとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

- ア 町災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難の指示を出す段階で、八幡浜警察署と交通規制の場所、規制予定時間、対象地域の確認等を調整するとともに、八幡浜消防署（第一・二分署）に対して、対象地域の巡回広報及び残留者の確認、要配慮者等の搬送を依頼する。

(2) 避難誘導時の地域、消防団との連携

- ア 町災害対策本部は、各一時集結所へ町災害対策本部職員を派遣し、対象地域の自主防災組織及び消防団と連携し、バス避難の住民と自家用車避難の住民を確認するとともに、バス乗車の氏名、世帯構成等人員を確認する。
- イ 町は、平常時から自主防災組織ごとの避難方法と各一時集結所、避難経由所及び広域避難所の周知徹底を図る。

(3) 避難対象地域の避難完了の確認方法と報告

- ア 各自主防災組織と各消防団が可能な限り、戸別訪問を実施し、確認する。
- イ 各自主防災組織と各消防団は避難の確認を完了した後、本部へ「避難完了」を報告する。

6 要配慮者に対する避難支援等

- 6-1 避難行動要支援者の避難支援
- 6-2 避難行動要支援者の状況
- 6-3 外国人に対する避難支援
- 6-4 医療機関・福祉施設等の避難体制
- 6-5 要配慮者の避難方法

6-1 避難行動要支援者の避難支援

- (1) 避難支援等の実施に携わる関係者は以下のとおり（避難支援等関係者）

- ア 八幡浜地区施設事務組合消防本部
- イ 伊方町消防団
- ウ 八幡浜警察署
- エ 伊方町社会福祉協議会
- オ 伊方町民生児童委員協議会
- カ 自主防災組織の長及び担当者

- (2) 避難行動要支援者の避難支援体制

「伊方町避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に基づき、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、避難行動要支援者名簿を基に避難を支援する。

特に、避難行動要支援者の避難誘導は、その時の状況や避難行動要支援者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、町災害対策本部が避難の指示を出す前段階で、保健福祉部と総務部は、輸送計画を調整する。また、避難支援等の実施に携わる関係者など情報を共有している機関と連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、避難行動要支援者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とするがこの限りではない。

6-2 避難行動要支援者の状況

避難行動要支援者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障害者トイレが必要」、「認知証による理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケースも予想される。

このようなケースでは、保健福祉部は避難行動要支援者のニーズに合わせて、広域避難初期に避難先の松前町の社会福祉施設等と受入調整し避難行動要支援者の避難生活を支援する。

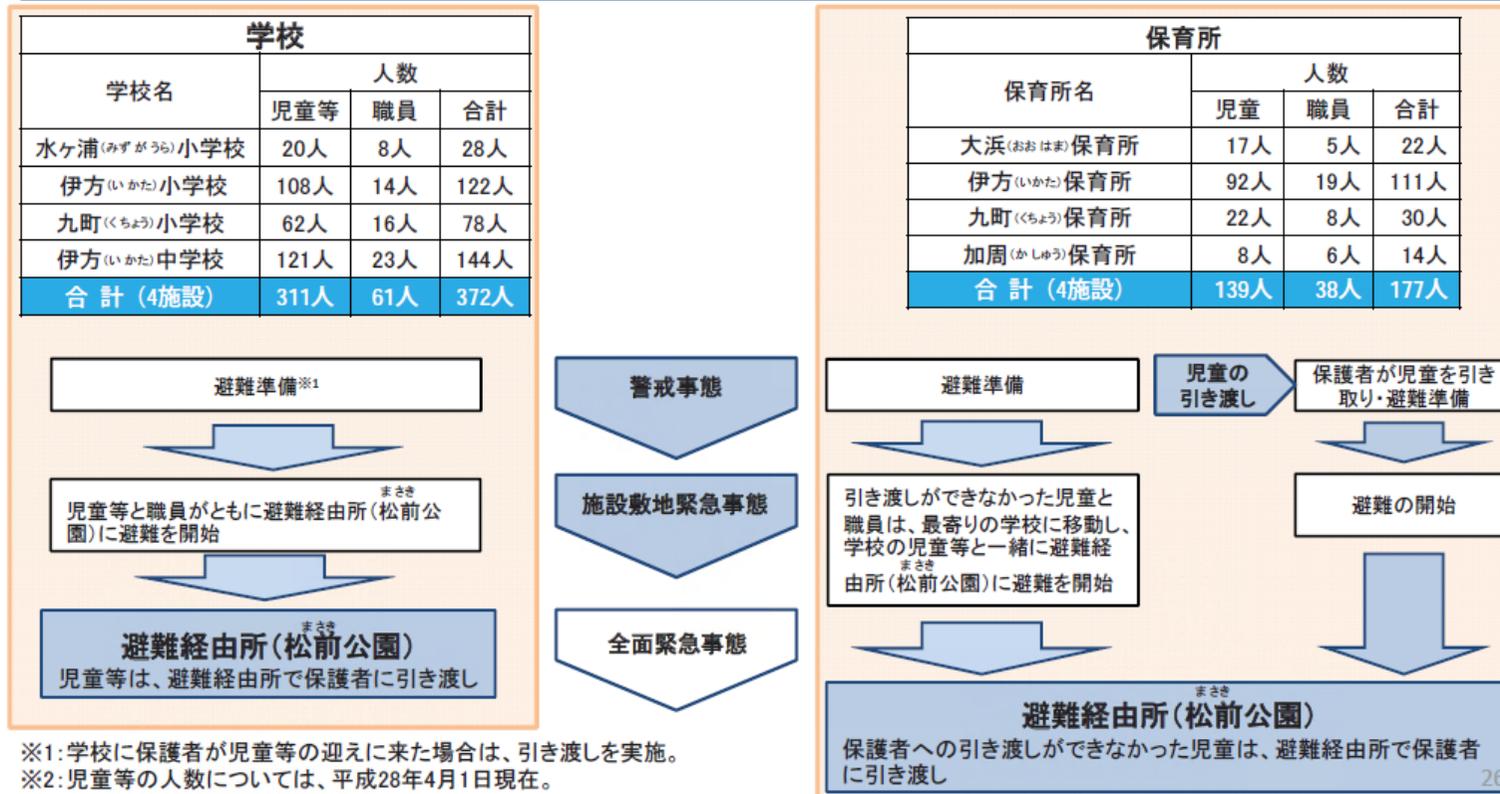
ただし、広域避難所と同様に松前町が災害等で施設を使用する場合は、愛媛県が指示する施設等とする。

また、広域避難所への移動において、無理に避難することにより健康リスクが高まる避難行動要支援者は、緊急措置として放射線防護対策措置を施した施設内への屋内退避を行うものとする。

なお、避難行動要支援者の地区別の状況は、「3-2 地区別人口及び避難行動要支援者等の詳細」のとおり。

(1) PAZ 圏内の保育所、学校の避難

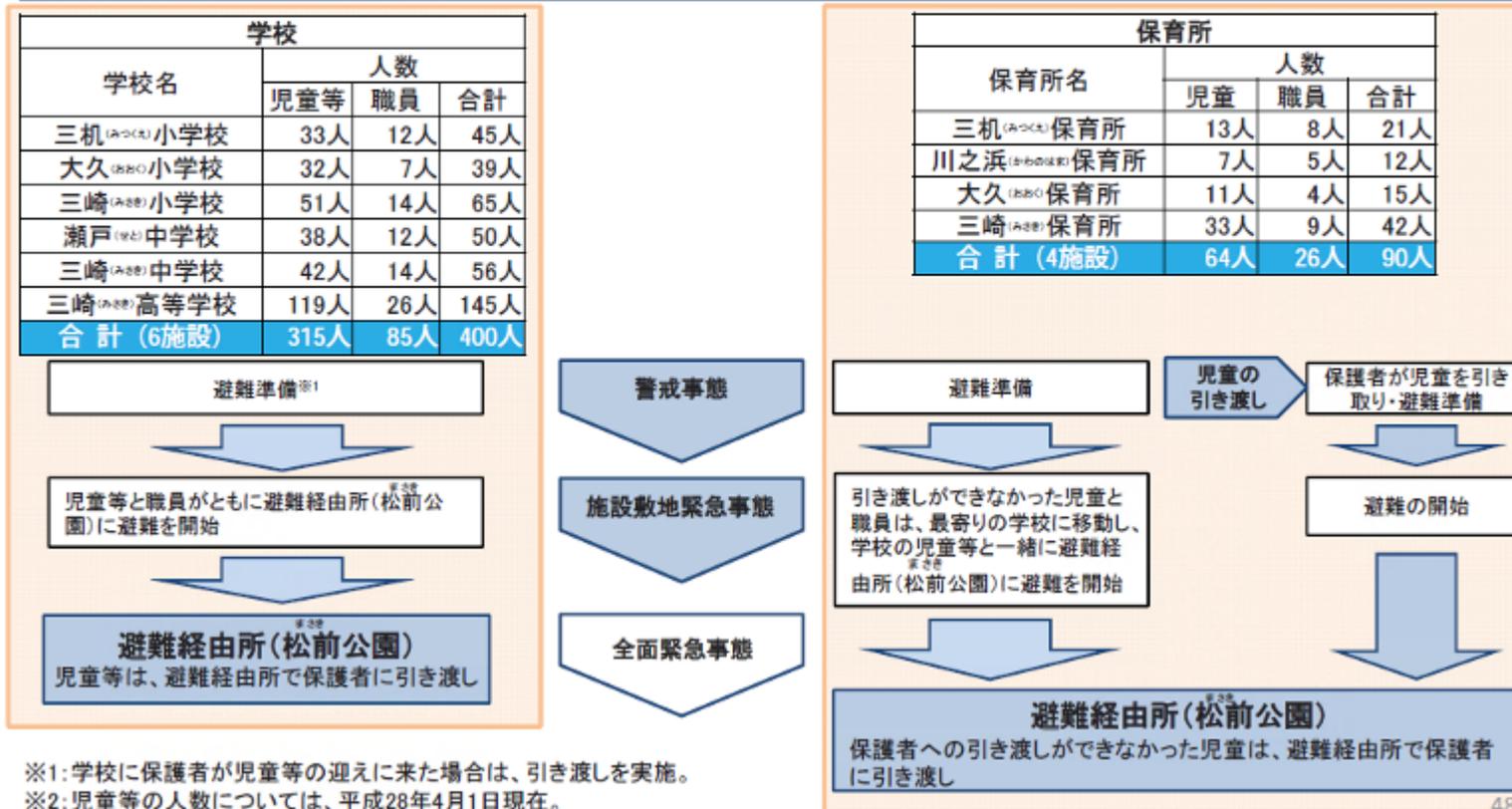
- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約310人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約140人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(2) 予防避難エリアの保育所、学校の避難

- ▶ 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- ▶ 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経路所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- ▶ 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

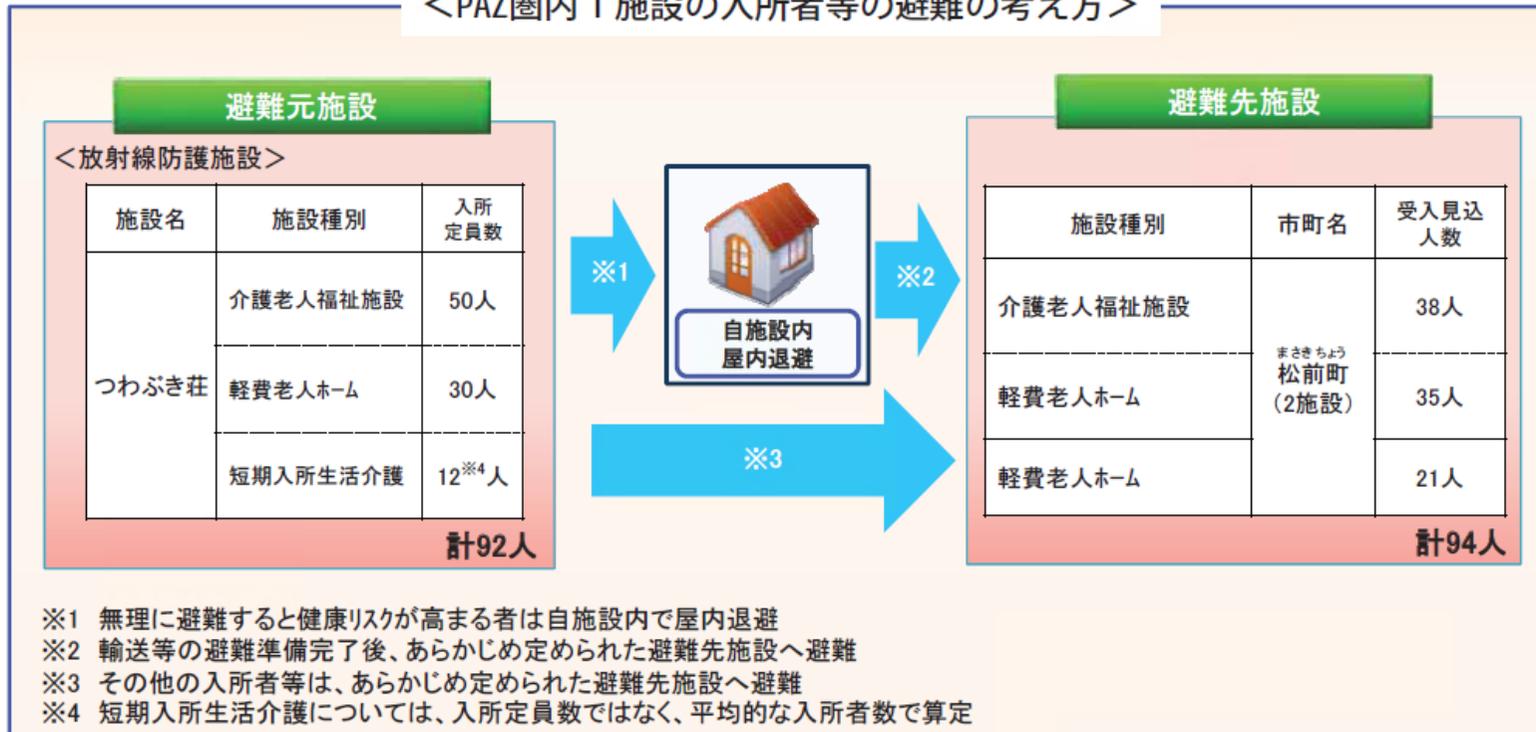


～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(3) PAZ 圏内の社会福祉施設の避難

- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の^{まさきちょう}松前町にある施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

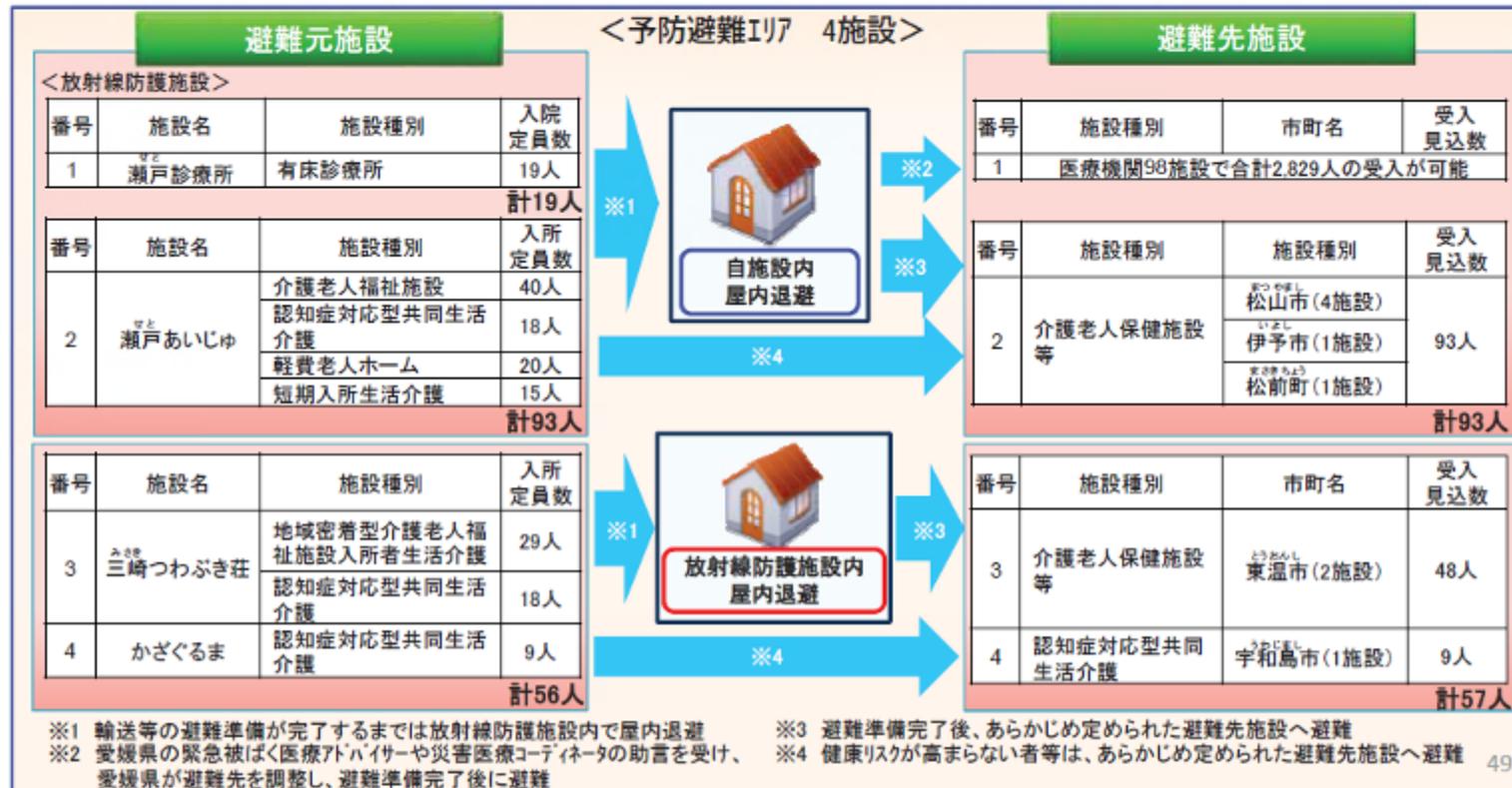
<PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方>



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(4) 予防避難エリアの社会福祉施設の避難

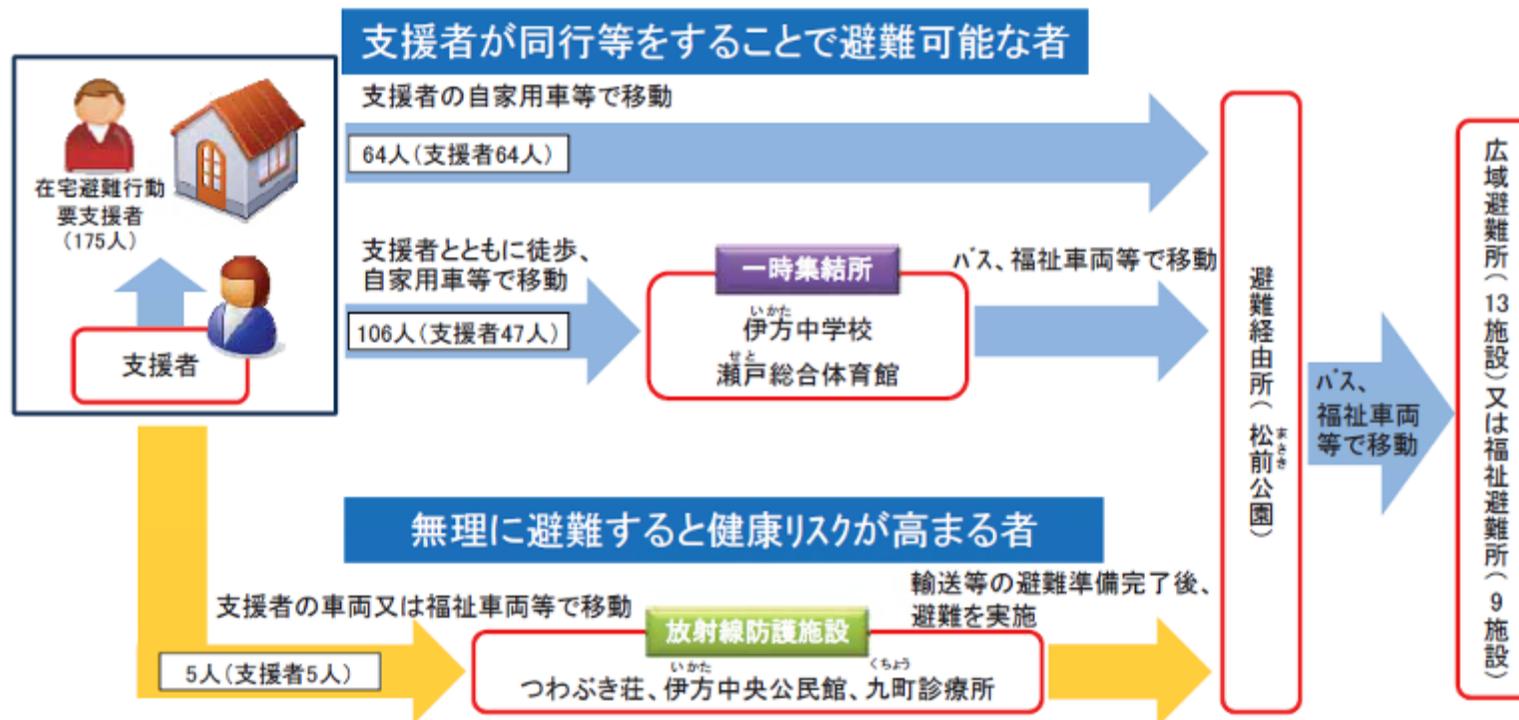
- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(5) PAZ 圏内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の175人うち、116人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。

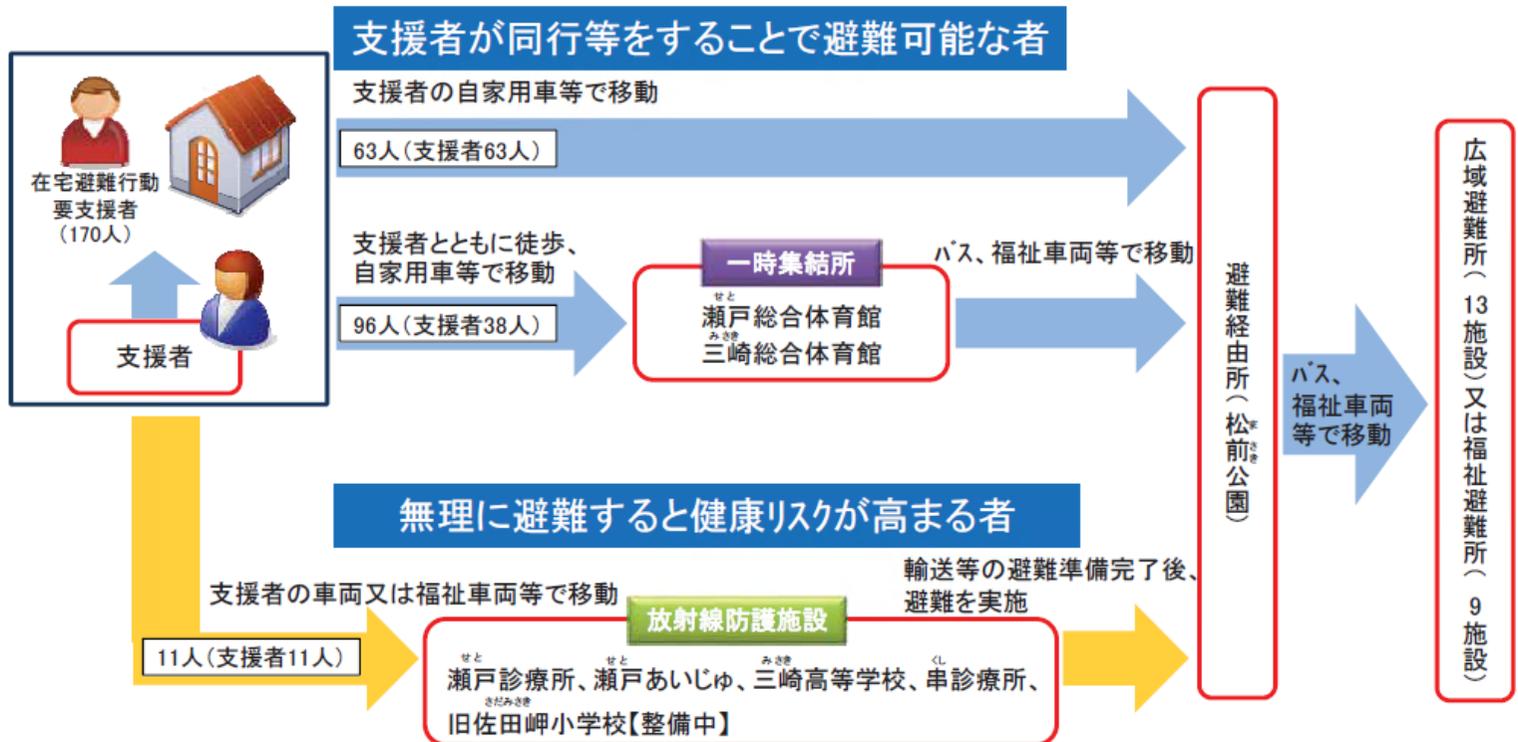


※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

(6) 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の170人うち、112人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

～「伊方地域の緊急時対応」より抜粋～

7 安定ヨウ素剤の配備、服用等

7-1 安定ヨウ素剤の配備、服用等

7-1 安定ヨウ素剤の配備、服用等

- (1) 安定ヨウ素剤は「9 資料編」の場所に保管するものとする。
- (2) 原則として、原子力規制委員会の指示に従い安定ヨウ素剤を配布、服用するものとする。
ただし、安定ヨウ素剤を服用できない者、放射性ヨウ素による甲状腺被ばくの健康影響が大人よりも大きい乳幼児、乳幼児の保護者等については、施設敷地緊急事態において、優先的に避難するものとする。
このような迅速な服用を可能とするために、P A Z圏住民に対して事前に安定ヨウ素剤を配布する。
- (3) 町は、「警戒事態」で避難行動要支援者に対する安定ヨウ素剤の配布準備、施設敷地緊急事態で状況により避難行動要支援者等の要配慮者に対し配布及び一般避難者への配布準備、「全面緊急事態」に至った場合は全町民を対象に安定ヨウ素剤の配布及び服用を促す。
- (4) 安定ヨウ素剤は、一時集結所で受取り、避難等の際、指示に従い服用する。ただし、配布、服用を希望しない者はこの限りではない。
- (5) 状況に応じて避難時に安定ヨウ素剤の配布、服用について防災無線等で広報を行い、多くの住民に一時集結所に参集するよう促す。

8 行政機能の移転等

8-1 行政機能の移転

8-1 行政機能の移転

- (1) 緊急時モニタリングによる測定結果により、役場周辺において緊急防護措置の設定値を超えるほか、施設が被災するなど、役場庁舎としての機能維持が困難な場合には、町民の陸路避難先である松前町の広域避難所等を行政機能の代替施設として移転する。
 - (2) 広域避難所と同様に、松前町が災害等で施設を使用する場合は、愛媛県が指示する広域避難所等とする。
 - (3) 大分県等への県外避難の場合については、避難先の広域避難所等を行政機能の代替施設とする。
 - (4) 速やかな役場機能移転に対応できるよう、住民基本台帳、税務等の基本業務の必要な情報を事前にリストアップし、バックアップするなど、移転体制の構築を検討するものとする。
 - (5) 長期避難を前提とした移転が、更に長期化した場合の行政機能の維持についても検討しておくものとする。
- ※ 行政機能のうち、町災害対策本部のありかたについては、役場本庁がP A Z内（発電所から約4.5km）の位置にあり、事故後における災害対策本部業務を維持するため、建物の放射性物質防護対策を施工する。（平成29年度完成予定）

8-2 避難が長期化した場合の対応

8-2 避難が長期化した場合の対応

避難が長期化すると見込まれる場合、愛媛県と調整し避難住民が避難先から賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努める。

9 資料編

- 9-1 一時集結所施設
- 9-2 各地区集合場所及び乗車場所
- 9-3 コンクリート屋内退避候補公共施設
- 9-4 ヘリポートの名称、所在地等
- 9-5 避難時の輸送車両一覧
- 9-6 町内の医療診療施設一覧
- 9-7 町内の高齢者施設
- 9-8 町内の保育所施設
- 9-9 町内の小中高等学校施設
- 9-10 町内の障害者施設
- 9-11 避難確認（未確認）リスト
- 9-12 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋
- 9-13 各緊急事態区分を判断する EAL の枠組み
- 9-14 屋内退避・避難誘導等に関する指標
- 9-15 伊方町要員派遣図
- 9-16 安定ヨウ素剤備蓄数量及び保管場所

9-1 一時集結所施設

No	施設名称	住所	PAZ・UPZ	方位	発電所からの距離(km)	有効面積(m ²)	収容能力(人)	対象地域	
								全町東側避難時	海路避難時
1	伊方中学校体育館	湊浦 803-1	PAZ	東	4.3	850	425	伊方地域	伊方地域
2	瀬戸総合体育館	三机乙 3305-1	UPZ	南西	7.0	2,018	1,009	瀬戸地域	瀬戸地域、 (参考)伊方発電所以西のPAZ地区
3	三崎総合体育館	三崎 699	UPZ	南西	20.8	1,878	939	三崎地域	三崎地域
4	三崎小中体育館	三崎 907	UPZ	南西	20.9	909	450		瀬戸地域、 (参考)伊方発電所以西のPAZ地区

9-2 各地区集合場所及び乗車場所

No	地区	集合場所	住所	PAZ・UPZ	方位	発電所からの距離(km)	乗車場所	一時集結所
								上段 陸路避難時 下段 海路避難時
1	大浜	大浜集会所	大浜 417	PAZ	東南東	5.8	大浜集会所	伊方中体育館
2	中之浜	中之浜集会所	中之浜 342	PAZ	東南東	5.1	中之浜集会所及び中之浜バス停	伊方中体育館
3	仁田之浜	仁田之浜集会所	仁田之浜 988-2	PAZ	東	4.6	仁田之浜集会所	伊方中体育館
4	中浦	中浦集会所	中浦 1427-1	PAZ	東	3.4	中浦集会所	伊方中体育館
5	川永田 1	川永田コミュニティーセンター	川永田甲 165-4	PAZ	東	3.0	川永田コミュニティーセンター	伊方中体育館
6	川永田 2	新川会館	川永田乙 481-1	PAZ	東	2.9	川永田バス停	伊方中体育館
7	豊之浦	豊之浦集会所	豊之浦 533-4	PAZ	南南東	2.6	旧消防詰所(海岸)	伊方中体育館
8	伊方越	伊方越集会所	伊方越 707	PAZ	東北東	3.2	伊方東分団3部消防詰所	伊方中体育館
9	亀浦	亀浦集会所	亀浦 411	PAZ	東北東	2.1	亀浦児童待合所	伊方中体育館
10	奥	奥集会所	九町 4-727-7	PAZ	南南東	1.5	奥集会所	伊方中体育館
11	向	向集会所	九町 1-2038-10	PAZ	南	1.6	向集会所	伊方中体育館
12	畑	畑コミュニティーセンター	九町 1-873-2	PAZ	南	1.6	菊池味噌店前	伊方中体育館
13	須賀	須賀集会所	九町 1-1570-3	PAZ	南南西	1.9	須賀集会所	伊方中体育館
14	西・久保	西久保集会所	九町 1-535-23	PAZ	南南西	1.9	西久保集会所	伊方中体育館
15	二見	二見集会所	二見甲 390-4	PAZ	南西	2.7	二見集会所	伊方中体育館
16	加周	二見分館	二見甲 1236-1	PAZ	南西	3.5	二見分館及び古屋敷南側町	伊方中体育館

No	地区	集合場所	住所	PAZ・UPZ	方位	発電所からの距離(km)	乗車場所	一時集結所 上段 陸路避難時 下段 海路避難時
							道	
17	田之浦	田之浦集会所	二見甲 1252-2	PAZ	南西	3.7	田之浦集会所	伊方中体育館
18	古屋敷	古屋敷集会所	二見甲 2082	PAZ	南西	3.5	二見分館	伊方中体育館
19	鳥津	鳥津集会所	二見乙 798-1	PAZ	西南西	2.8	鳥津集会所	伊方中体育館
20	大成	大成集会所	二見乙 162-7	PAZ	西南西	3.8	大成集会所	伊方中体育館
21	三机	瀬戸町民センター	三机乙 1084-1	UPZ	西南西	7.2	瀬戸町民センター	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
22	上倉	上倉集会所	三机乙 1359-2	UPZ	西南西	7.7	上倉集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
23	松之浜	松之浜集会所	三机乙 421	UPZ	西南西	7.5	松之浜集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
24	高浦(瀬戸)	高浦区長宅		UPZ	西南西	約6.0	高浦区長宅	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
25	佐市	佐市集会所	三机乙 4209	PAZ	西南西	5.3	佐市集会所	瀬戸総合体育館
26	塩成	塩成集会所	塩成 175	UPZ	南西	7.2	塩成集会所及び中網代バス停	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
27	足成	足成集会所	足成 532	PAZ	西南西	4.4	足成集会所	瀬戸総合体育館
28	大江	大江集会所	大江 1155・1156	UPZ	西南西	9.1	大江集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
29	志津	志津集会所	志津 639	UPZ	西南西	10.0	志津集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
30	小島	小島集会所	小島 1384-4	UPZ	西南西	11.6	小島集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
31	大久	大久集会所	大久 1130-7	UPZ	南西	14.0	大久集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
32	川之浜	瀬戸社会教育会館	川之浜 2616	UPZ	南西	11.1	瀬戸社会教育会館	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
33	田部	田部集会所	田部 568-2	UPZ	西南西	14.0	田部集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
34	神崎	神崎集会所	神崎 514	UPZ	西南西	15.4	神崎集会所	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
35	高茂	高茂消防倉庫	高茂 134-5	UPZ	西南西	13.2	高茂消防倉庫	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
36	リゾート	瀬戸アグリトピア	大久 2465-1	UPZ	南西	12.9	瀬戸アグリトピア	瀬戸総合体育館 三崎小中体育館
37	灘	灘区長宅		UPZ	西南西	約24.0	灘区長宅	三崎総合体育館
38	サザエバヤ	サザエバヤ集会所	三崎 5363	UPZ	西南西	24.0	サザエバヤ集会所	三崎総合体育館
39	高浦(三崎)	高浦集会所	高浦 239	UPZ	西南西	21.4	高浦集会所	三崎総合体育館
40	佐田	佐田集会所	佐田 51-先	UPZ	西南西	22.1	佐田集会所	三崎総合体育館
41	大佐田	大佐田集会所	大佐田 262	UPZ	西南西	22.4	大佐田集会所	三崎総合体育館
42	井野浦	井野浦集会所	井野浦 3	UPZ	西南西	22.7	井野浦集会所	三崎総合体育館
43	与侈	与侈集会所	与侈 893	UPZ	西南西	24.1	与侈集会所	三崎総合体育館
44	串	串集会所	串 525	UPZ	西南西	27.4	串集会所	三崎総合体育館
45	正野	正野集会所	正野 1504	UPZ	西南西	29.4	正野集会所	三崎総合体育館
46	二名津	二名津集会所	二名津 123. 124	UPZ	西南西	18.8	二名津集会所	三崎総合体育館

No	地区	集合場所	住所	PAZ・UPZ	方位	発電所からの距離(km)	乗車場所	一時集結所 上段 陸路避難時 下段 海路避難時
47	明神	明神集会所	明神 70	UPZ	西南西	19.4	明神集会所	三崎総合体育館
48	松	松集会所	松 1-1	UPZ	西南西	20.0	松集会所	三崎総合体育館
49	名取	名取集会所	名取 13	UPZ	南西	19.1	名取集会所	三崎総合体育館
50	釜木	釜木集会所	釜木 796	UPZ	西南西	17.2	釜木集会所	三崎総合体育館
51	平磯	平磯集荷場	平磯 1	UPZ	西南西	17.6	平磯集荷場	三崎総合体育館

9-3 コンクリート屋内退避候補公共施設（各地区、学校体育館は除く）

No	施設名称	住所	PAZ・UPZ	方位	発電所からの距離(km)	有効面積	収容能力
1	伊方小学校	湊浦 993-1	PAZ	東	4.0	1,584	792
2	水ヶ浦小学校	中之浜 10-1	PAZ	東南東	5.5	1,717	858
3	九町小学校	九町 1-1712-1	PAZ	南南西	1.8	1,832	916
4	旧二見小学校	二見甲 1239	PAZ	南西	3.7	1,371	685
5	伊方中学校	湊浦 803-1	PAZ	東南東	4.3	3,694	1,847
6	加周保育所	二見甲 1060-1	PAZ	南西	3.6	156	78
7	大浜保育所	大浜 427-3	PAZ	東南東	5.4	173	86
8	伊方町民会館	湊浦 1995-1	PAZ	東	4.1	1,733	866
9	町見公民館	九町 1-1800-6	PAZ	南南西	1.6	314	157
10	二見出張所*	二見甲 1236-1	PAZ	南西	3.5	184	92
11	生涯学習センター	湊浦 1992	PAZ	東	4.1	1,747	873
12	大浜集会所	大浜 417	PAZ	東南東	5.8	152	76
13	中之浜集会所	中之浜 342	PAZ	東南東	5.1	151	75
14	仁田之浜集会所	仁田之浜 988-2	PAZ	東	4.6	144	72
15	河内集会所	河内 29	PAZ	東	5.0	86	43
16	湊浦 ふれあいセンター	湊浦 1077	PAZ	東	4.0	258	129
17	大川集会所	湊浦 841	PAZ	東	4.3	69	34
18	小中浦集会所	小中浦 97-1.98-2	PAZ	東	3.7	131	65
19	中浦集会所	中浦 1427-1	PAZ	東	3.4	135	67
20	伊方越集会所	伊方越 707	PAZ	東北東	3.2	74	37
21	亀浦集会所	亀浦 411	PAZ	東北東	2.1	69	34
22	川永田 コミュニティセンター	川永田甲 165-4	PAZ	東	3.0	255	127
23	豊之浦集会所	豊之浦 533-4	PAZ	南南東	2.6	100	50
24	奥集会所	九町 4-727-7	PAZ	南南東	1.5	57	28

No	施設名称	住所	P A Z ・ U P Z	方位	発電所から の距離 (km)	有効 面積	収容 能力
25	向集会所	九町 1-2038-10	P A Z	南	1.6	62	31
26	畑 コミュニティセンター	九町 1-873-2	P A Z	南	1.6	137	68
27	須賀集会所	九町 1-1570-3	P A Z	南南西	1.9	116	58
28	西久保集会所	九町 1-535-23	P A Z	南南西	1.9	122	61
29	二見集会所	二見甲 390-4	P A Z	南西	2.7	68	34
30	田之浦集会所	二見甲 1252-2	P A Z	南西	3.7	132	66
31	古屋敷集会所	二見甲 2082	P A Z	南西	3.5	65	32
32	鳥津集会所	二見乙 798-1	P A Z	西南西	2.8	76	38
33	大成集会所	二見乙 162-7	P A Z	西南西	3.8	62	31
34	中央保健センター	湊浦 866	P A Z	東	4.2	268	134
35	新川会館	川永田乙 481-1	P A Z	東	2.9	94	47
36	伊方武道館	湊浦 803-1	P A Z	東	4.4	555	277
37	町見武道館 *	二見甲 753	P A Z	南西	2.7	442	221
38	伊方 スポーツセンター	湊浦 803-1	P A Z	東	4.4	2,059	1,029
39	伊方町 地域振興センター	川永田甲 1534-1	P A Z	東南東	1.8	665	332
40	伊方老人 デイサービスセンター	湊浦 871-2	P A Z	東	4.2	340	170
41	町見郷土館	二見甲 813-1	P A Z	南西	2.8	77	38
42	町見老人 デイサービスセンター	九町 6-840-14	P A Z	南南西	2.1	319	159
43	三机小学校	三机乙 2515	U P Z	西南西	7.3	1,953	976
44	大久小学校	大久 1638	U P Z	南西	13.4	1,880	940
45	瀬戸中学校	三机乙 3305-1	U P Z	西南西	7.0	2,061	1,030
46	足成集会所	足成 532	P A Z	西南西	4.4	146	73
47	佐市集会所 *	三机乙 4209	P A Z	西南西	5.3	49	24
48	瀬戸 デイサービスセンター	三机乙 1087-1	U P Z	西南西	7.2	356	178
49	上倉集会所 *	三机乙 1359-2	U P Z	西南西	7.7	84	42
50	松之浜集会所	三机乙 421	U P Z	西南西	7.5	49	24
51	志津集会所 *	志津 639	U P Z	西南西	10.0	78	39
52	大江集会所	大江 1155・1156	U P Z	西南西	9.1	142	71
53	小島集会所	小島甲 1384-4	U P Z	西南西	11.6	104	52
54	塩成集会所	塩成 175	U P Z	南西	7.3	203	101
55	神崎集会所	神崎 514	U P Z	西南西	15.4	108	54
56	瀬戸町民センター	三机乙 1084-1	U P Z	西南西	7.2	690	345
57	瀬戸社会教育会館	川之浜 2616	U P Z	南西	11.1	131	65
58	大久集会所	大久 1130-7	U P Z	南西	14.0	120	60

No	施設名称	住所	PAZ・UPZ	方位	発電所からの距離(km)	有効面積	収容能力
59	瀬戸公民館 四ツ浜分館 *	大久 1935-1	UPZ	南西	13.8	131	65
60	瀬戸総合支所	三机乙 3003-6	UPZ	西南西	6.7	944	472
61	旧二名津小学校	二名津 365	UPZ	西南西	18.5	731	365
62	三崎小学校	三崎 907	UPZ	西南西	20.9	1,784	892
63	旧佐田岬小学校	串 473	UPZ	西南西	27.2	710	355
64	三崎公民館 二名津分館 *	二名津 442	UPZ	西南西	18.7	680	340
65	三崎中学校	三崎 908	UPZ	西南西	20.8	2,306	1,153
66	三崎高等学校	三崎 511	UPZ	西南西	20.3	903	451
67	三崎保健福祉センター	三崎 1700-16	UPZ	西南西	21.1	1,608	804
68	釜木集会所	釜木 796	UPZ	西南西	17.2	105	52
69	名取集会所	名取 13	UPZ	南西	19.1	131	65
70	二名津集会所	二名津 123・124	UPZ	西南西	18.9	265	132
71	明神集会所	明神 70	UPZ	西南西	19.4	100	50
72	松集会所	松 1-1	UPZ	西南西	20.0	139	69
73	高浦集会所	高浦 239	UPZ	西南西	21.4	109	54
74	佐田集会所	佐田 51-先	UPZ	西南西	22.1	98	49
75	大佐田集会所	大佐田 262	UPZ	西南西	22.4	101	50
76	井野浦集会所	井野浦 3	UPZ	西南西	22.7	108	54
77	与侈集会所	与侈 893	UPZ	西南西	24.1	124	62
78	サザエバヤ集会所	三崎 5363	UPZ	西南西	24.0	43	21
79	串集会所	串 525	UPZ	西南西	27.4	141	70
80	正野集会所	正野 1504	UPZ	西南西	29.4	111	55

*耐震基準不可（本校舎は耐震基準を満たしていない）

（平成28年4月1日現在）

9-4 ヘリポートの名称、所在地等

ヘリポートの名称、所在地等は次のとおりである。

No	名 称	所在地	面積 (㎡)	電話番号	PAZ・UPZ
1	伊方中学校グラウンド	湊浦	9,000	38-0711	PAZ
2	伊方町民グラウンド	川永田	13,200	38-0211(本庁)	PAZ
3	二見小学校跡グラウンド	加周	2,800	38-0211(本庁)	PAZ
4	三机小学校グラウンド	三机	6,300	52-0025	UPZ
5	瀬戸球場	三机	8,600	57-2111	UPZ

6	瀬戸中学校グラウンド	三机	10,500	52-0029	UPZ
7	三崎中学校グラウンド	三崎	12,300	54-0033	UPZ
8	二名津小学校跡グラウンド	二名津	3,800	54-0635	UPZ
9	三崎高等学校グラウンド	三崎	10,600	54-0550	UPZ

(平成28年1月31日現在)

※ 「ヘリポート」は、必要に応じて適宜見直しを行う。

※ 上記「ヘリポート」の外に、ヘリポート適正地として、5-2(2)オに、「伊方地域の緊急時対応」の図を添付している。

9-5 避難時の輸送車両一覧

●町所有車両台帳

町所有の車両台帳（定員8人以上の車両）は以下のとおり。

No	管理課	番号	車名	車名	配備年度	定員(人)	免許区分	設置場所
1	総務課	愛媛200 は 5093	町バス	日野 セレガ	H23	42	大型	本庁 白崎車庫
2	総務課	愛媛800 す 5260	防災バス	日産 シビリアン	H25	24	中型	本庁 白崎車庫
3	総務課	愛媛501 に 8130	NO. 7	日産 セレナ	H27	8	普通	本庁 埋立駐車場
4	総務課	愛媛500 ね 2324	NO. 8	日産 セレナ	H14	8	普通	本庁 埋立駐車場
5	総務課	愛媛300 は 9399	NO. 12	トヨタ エスティマ	H21	8	普通	本庁 埋立駐車場
6	総務課	愛媛501 な 5343	原子力防災 活動ワゴン1	日産 セレナ	H25	8	普通	本庁 埋立駐車場
7	総務課	愛媛300 ひ 6726	原子力防災 活動ワゴン2	日産 キャラバンコーチ	H21	10	普通	本庁 埋立駐車場
8	総務課	愛媛800 す 6182	原子力防災 救急車1	日産 シビリアン	H27	13	普通	本庁 埋立駐車場
9	政策推進課	愛媛300 ほ 4081	原子力活動車両	トヨタ エスティマ	H23	8	普通	本庁 埋立駐車場
10	福祉課	愛媛500 な 8339	福祉課車	日産 セレナ	H13	8	普通	本庁 埋立駐車場
11	教育委員会事務局	愛媛300 に 8058	たいよう	トヨタ ハイエース	H17	10	普通	本庁 埋立駐車場
12	教育委員会事務局	愛媛300 の 2970	中央公民館車 (おとり号)	トヨタ ハイエース	H20	10	普通	本庁 埋立駐車場
13	教育委員会事務局	愛媛58 せ 2843	町見公民館 マイクロ	トヨタ ハイエース	H5	10	普通	町見公民館 駐車場
14	瀬戸支所	愛媛200 さ 300	原防 マイクロバス	トヨタ コースター	H13	24	中型	三机文化センター 車庫
15	瀬戸支所	愛媛22 さ 4075	瀬戸 マイクロバス	日産 シビリアン	H8	29	中型	三机小学校裏 車庫
16	瀬戸支所	愛媛500 ま 711	原防ワゴン	日産 セレナ	H16	8	普通	瀬戸支所 駐車場
17	瀬戸支所	愛媛501 な 5347	原防ワゴン2	日産 セレナ	H25	8	普通	瀬戸支所 駐車場

18	瀬戸支所	愛媛800 す 6183	原子力防災 救急車 2	日産 シビリアン	H27	13	普通	瀬戸支所 駐車場
19	瀬戸支所	愛媛800 す 6284	原子力防災 救急車 5	日産 シビリアン	H27	24	普通	瀬戸支所 駐車場
20	三崎支所	愛媛200 さ 5007	地域振興バス	三菱 ローザ	H15	26	中型	三崎支所 駐車場
21	三崎支所	愛媛501 に 8131	広報活動車	日産 セレナ	H26	8	普通	三崎支所 駐車場
22	三崎支所	愛媛800 す 6252	原子力防災 救急車 3	日産 シビリアン	H27	24	普通	三崎支所 駐車場
23	三崎支所	愛媛800 す 6271	原子力防災 救急車 6	日産 シビリアン	H27	24	普通	三崎支所 駐車場
24	三崎支所	愛媛300 ひ 6725	原子力防災 活動ワゴン 3	日産 キャラバンコチ	H21	10	普通	三崎支所 駐車場
25	三崎支所	愛媛300 ち 5359	串診療所 往診車	日産 セレナ	H26	8	普通	串診療所 駐車場

平成 28 年 2 月 29 日現在

●スクールバス車両台帳

スクールバス車両台帳は以下のとおり。

No	管理課	番号	車名	車名	配備 年度	定員 (人)	免許 区分	設置場所
1	伊方中学校	愛媛300 は 3343	きらら 1 号	トヨタ ハイエース	H20	10	普通	本庁 白崎駐車場
2	伊方中学校	愛媛200 さ 5474	きらら 2 号	日産 シビリアン	H22	29	中型	本庁 白崎駐車場
3	伊方中学校	愛媛200 さ 5429	きらら 3 号	日産 シビリアン	H21	29	中型	本庁 白崎駐車場
4	九町小学校	愛媛200 さ 5708	ふたみっこ	日野 リエッセ II	H26	26	中型	本庁 白崎駐車場
5	伊方小学校	愛媛200 さ 5380	とよっ子号	トヨタ ハイエース	H20	15	中型	本庁 白崎駐車場
6	三机小学校・ 瀬戸中学校	愛媛200 さ 5596	うわうみ	トヨタ ハイエース	H24	14	中型	瀬戸中学校 車庫
7	三机小学校・ 瀬戸中学校	愛媛200 さ 5640	すみれ	日野 リエッセ II	H25	26	中型	瀬戸中学校 車庫
8	瀬戸中学校	愛媛200 さ 5539	みはらし	トヨタ コスター	H23	29	中型	瀬戸中学校 車庫
9	瀬戸中学校	愛媛300 に 8059	ばんじょう	トヨタ ハイエース	H17	10	普通	瀬戸中学校 車庫
10	大久小学校	愛媛300 め 4299	しらなみ	トヨタ ハイエース	H27	10	普通	瀬戸中学校 車庫
11	大久小学校	愛媛200 は 19	みはらし 2	いすゞ ジャーニ	H10	47	大型	大久車庫
12	三机小学校・ 瀬戸中学校	愛媛200 さ 5010	しおかぜ	トヨタ コスター	H15	29	中型	大久車庫
13	三崎小学校	愛媛200 さ 5767	No. 3	日野 シビリアン	H27	26	中型	三崎支所 駐車場
14	三崎小学校・ 三崎中学校	愛媛200 さ 5094	No. 2	日野 リエッセ II	H16	26	中型	三崎支所 駐車場
15	三崎小学校・ 三崎中学校	愛媛300 さ 2969	かもめ	トヨタ ハイエース	H19	10	普通	三崎支所 駐車場
16	三崎小学校・ 三崎中学校	愛媛200 さ 5245	はまかぜ	日野 リエッセ II	H18	26	中型	三崎支所 駐車場
17	三崎小学校・ 三崎中学校	愛媛200 さ 5701	No. 1	日野 リエッセ II	H26	26	中型	三崎支所 駐車場

平成 28 年 2 月 29 日現在

●緊急時対応バス配車

地域名	ルート名	ルート詳細	バス避難の住民数(人)	管理課(学校名はスクールバス)	車名	乗車定員(人)	バス定員数合計(人)	免許区分
伊方地域	①	大浜集会所～中之浜集会所～仁田之浜集会所	95	総務課	原子力防災活動ワゴン2	10	36	普通
				九町小学校	ふたみっこ	26		中型
	②	豊之浦集会所～新川会館～川永田コミュニティーセンター～中浦集会所	161	総務課	防災バス	24	61	中型
				総務課	NO. 8	8		普通
				伊方中学校	きらら3号	29		中型
	③	伊方越集会所～亀浦集会所	32	総務課	NO. 7	8	18	普通
				伊方中学校	きらら1号	10		普通
	④	田之浦集会所～古屋敷集会所～二見公民館～二見集会所～西久保集会所～須賀集会所～畑コミュニティーセンター～向集会所～奥集会所	201	総務課	町バス	42	89	大型
				教育委員会事務局	中央公民館車(おおとり号)	10		普通
				伊方中学校	きらら2号	29		中型
保健福祉課				保健福祉課車	8	普通		
⑤	鳥津集会所～大成集会所	44	教育委員会事務局	町見公民館マイクロ	10	25	普通	
			伊方小学校	とよっこ	15		中型	
計	5ルート		533	13		229	229	
瀬戸地域	①	足成集会所～佐市集会所～高浦地区区長宅	23	総務課	NO. 12	8	22	普通
				三机小学校・瀬戸中学校	うわうみ	14		中型
	②	上倉集会所～瀬戸町民センター	80	瀬戸総合支所	原防マイクロバス	24	63	中型
				瀬戸中学校	ばんじょう	10		普通
				瀬戸中学校	みはらし	29		中型
	③	小島集会所～志津集会所～大江集会所～松之浜集会所	27	瀬戸総合支所	原防ワゴン2	8	34	普通
				三机小学校・瀬戸中学校	すみれ	26		中型
	④	大久集会所～瀬戸社会教育会館～塩成集会所	191	瀬戸総合支所	瀬戸マイクロバス	29	76	中型
				大久小学校	みはらし2	47		大型
	⑤	神崎集会所～田部集会所～高茂消防倉庫～瀬戸アグリトピア	41	瀬戸総合支所	原防ワゴン	8	47	普通
大久小学校				しらなみ	10	普通		

				三机小学校・瀬戸中学校	しおかぜ	29		中型
計	5 ル ー ト		362	12		242	242	
三 崎 地 域	①	平磯集会所～釜木集会所 ～名取集会所	48	三崎総合支所	広報活動車	8	34	普通
				三崎小学校・三崎中学校	はまかぜ	26		中型
	②	松集会所～明神集会所 ～二名津集会所	124	総務課	原子力防災活動ワゴン1	8	44	普通
				三崎総合支所	原子力防災活動ワゴン3	10		普通
				三崎小学校・三崎中学校	No. 2	26		中型
	③	井野浦集会所～大佐田 集会所～佐田集会所～ 高浦集会所	60	総合政策課	原子力活動車両	8	34	普通
				三崎小学校・三崎中学校	No. 1	26		中型
	④	正野集会所～串集会所 ～与修集会所～灘地区 区長宅～サザエバヤ集 会所	148	教育委員会事務局	たいよう	10	72	普通
				三崎総合支所	地域振興バス	26		中型
				三崎小学校	No. 3	26		中型
				三崎小学校・三崎中学校	かもめ	10		普通
	計	4 ル ー ト		380	11		184	184

※ *バス避難の住民数(人)欄は、徒歩で一時集結所に来るものは除く

9-6 町内の医療診療施設一覧

●伊方地域

病院等名	所在地	診療科目	病床数	連絡電話
伊方町国民健康保険 九町診療所	九町1-597-1	内科、外科		39-1050
わとう医院	湊浦866	内科、呼吸器科、消化器科、循 環器科、小児科		38-2200
伊方歯科診療所	湊浦1002-11	歯科		38-0508
町見歯科診療所	九町1-1800-6	歯科		39-1300
伊方町国民健康保険 瀬戸診療所	三机乙2587	内科、外科、小児科、放射線科、 肛門科、リハビリテーション科	19	29-8811
伊方町国民健康保険 串診療所	串466	内科、小児科、外科		56-0032
山下医院	三崎1406	内科、小児科		54-0073

門田医院	三崎1972	内科、小児科		54-0034
土居歯科医院	三崎1012-2	歯科		54-1234
みさき歯科医院	三崎692-2	歯科		29-9140

平成28年4月1日現在

9-7 町内の高齢者施設

施設名	入所者数 (定員) (人)	所在地	電話番号	PAZ・UPZ
特別養護老人ホーム つわぶき荘	79 (80)	湊浦 861-1	38-0700	PAZ
高齢者総合福祉施設 瀬戸あいじゅ	74 (78)	川之浜 594	53-0622	UPZ
グループホーム かざぐるま	9 (9)	大久 1391-1	53-0645	UPZ
特別養護老人ホーム 三崎つわぶき荘	47 (47)	三崎 4414-1	54-0071	UPZ

(平成28年4月1日現在)

* 特養などの入所者、定員については、ショートステイを除いた、長期利用施設の特養、グループホーム、ケアハウスなどの数値としている。

9-8 町内の保育所施設

保育所名	入所者数 (定員) (人)	職員数	所在地	電話番号	PAZ・UPZ
大浜保育所	17 (30)	5	大浜 427-3	38-0126	PAZ
伊方保育所	92 (120)	19	湊浦 83-3	38-0509	PAZ
九町保育所	22 (30)	8	九町 1-1695-6	39-0842	PAZ
加周保育所	8 (30)	6	二見甲 1060-1	39-0943	PAZ
三机保育所	13 (45)	8	三机乙 1829	52-0035	UPZ
川之浜保育所	7 (30)	5	川之浜 592-4	53-0126	UPZ
大久保育所	11 (45)	4	大久1391-1	53-0127	UPZ
三崎保育所	33 (60)	9	三崎 1590	54-0143	UPZ

(平成28年4月1日現在)

* 入所者については、他市町からの受入れ児童も含む。

9-9 町内の小中高等学校施設

施設	児童生徒数(人)	職員数	所在地	電話番号	PAZ・UPZ
水ヶ浦小学校	20	8	中之浜 10-1	38-0808	PAZ
伊方小学校	108	14	湊浦 993-1	38-0704	PAZ
九町小学校	62	16	九町 1-1721-1	39-0742	PAZ
伊方中学校	121	23	湊浦 803-1	38-0711	PAZ
三机小学校	33	12	三机乙 3305-1	52-0025	UPZ
瀬戸中学校	38	12	三机乙 2515	52-0029	UPZ
大久小学校	32	7	大久 1638	53-0008	UPZ
三崎小学校	51	14	三崎 907	54-0030	UPZ
三崎中学校	42	14	三崎 908	54-0033	UPZ
三崎高校	119	26	三崎 511	54-0550	UPZ
計	626	146			

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

9-10 町内の障害者施設

No	施設	所在地	連絡先
1	障害福祉サービス事業所 ワークいかた	九町 6-840	39-1010
2	精神障害者小規模作業所 伊方オレンジ作業所	湊浦 1002-11	38-1477
3	精神障害者小規模作業所 ふれあい岬	三崎 683	54-2260

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

9-11 避難確認(未確認)リスト

確認欄	確認日時	確認者	番号	地区名	氏名	ふりがな	性別	年齢	住所	世帯主
○	10/30 13:00	●●	1	(例) ●●	●● 二郎	●● じろう	男	62		●● 太郎
			1							
			2							

※リストは自治区毎に事前作成と定期的な更新を行うこと

9-12 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◇ 災害対策基本法第5条第1項「市町村の責務」

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

◇ 原子力災害対策特別措置法第5条「地方公共団体の責務」

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

（注：災害対策基本法第四条第一項は都道府県の責務、第五条第一項は上記参照）

◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があつたときは、直ちに、原子力緊急事態

が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

- 一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

◇ 災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

9-13 各緊急事態区分を判断するEALの枠組み

【警戒事態】

警戒事態を判断するEAL
1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇 (AL01) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、四国電力株式会社、愛媛県が設置しているモニタリングステーション又はモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15\mu\text{Sv/h}$ を超えたとき
2. 原子炉停止機能の異常のおそれ (AL11) 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。
3. 原子炉冷却材の漏えい (AL21) 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24) 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。
5. 全交流電源喪失のおそれ(3号機) (AL25) 全交流電源喪失のおそれ(1.2号機) (AL26) 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29) 原子炉の停止中に1つの残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30) 使用済燃料貯蔵槽が一定の水位まで低下したとき。
8. 単一障壁の喪失はまた喪失可能性 (AL42) 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。
9. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51) 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。
10. 所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52) 原子炉事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。
11. 重要地区※での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53) 需要地区※において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。
12. 外的事象(自然災害)の発生 (1)大地震の発生 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合 (2)大津波警報の発令 県内において大津波警報が発令された場合 (3)その他 地震津波を除く自然現象の発生が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。

13. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合

(1) オンサイト統括補佐が警戒事象と認める事象

オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。

(2) その他外的事象の発生のおそれ

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。

各項目中の（）内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

【施設敷地緊急事態】

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01)</p> <p>四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02)</p> <p>以上に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」（以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。）第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による放射線量の検出(SE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、$50\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による放射性物質の放出(SE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生に際し、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。</p>	
<p>7. 原子炉冷却材漏えいによる非常用炉心冷却装置作動(SE21)</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき。</p>	
<p>8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)</p> <p>原子炉の運転中に蒸気発生器のすべての給水機能が喪失したとき。</p>	

<p>9. 全交流電源の30分以上喪失(3号機)(SE25) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。 ※ただし、新規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「SE26」を適用する。</p>
<p>10. 全交流電源の5分以上喪失(1.2号機)(SE26) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p>
<p>11. 直流電源の部分喪失(SE27) 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。</p>
<p>12. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29) 原子炉の停止中に全ての残留熱除去系ポンプの機能が喪失したとき。</p>
<p>13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p>
<p>14. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。</p>
<p>15. 2つの障壁の喪失または喪失可能性(SE42) 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。</p>
<p>16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43) 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし措置を使用したとき。</p>
<p>17. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失(SE51) 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が焼失したとき。</p>
<p>18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。</p>
<p>19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の一部が喪失したとき。</p>
<p>20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備った防護装置の準備及び防護装置の一部の実施を開始する必要性がある事象が発生したとき。</p>
<p>21. 特定事象に係る緊急事態事象の発生(SE54)</p>

各項目中の()内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEALNo.2

【全面緊急事態】

<p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01)</p> <p>四国電力株式会社が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストが、以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋（家）排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1)1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。</p> <p>(2)1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポスト、もしくは山口県が設置しているモニタリングポストが、発電所の異常に起因して上記の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02)</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1)1号機補助建屋排気筒</p> <p>(2)1号機格納容器排気筒</p> <p>(3)2号機補助建屋排気筒</p> <p>(4)2号機格納容器排気筒</p> <p>(5)3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6)3号機格納容器排気筒</p>
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03)</p> <p>放水口において、「通報事象等規則（原子炉施設）」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>
<p>4. 火災、爆発等による異常な放射線量の検出(GE04)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、5mSv/h以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
<p>5. 火災、爆発等による放射性物質の異常放出(GE05)</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$500\mu\text{Sv/h}$の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則（原子炉施設）」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>
<p>6. 原子炉外での臨界事故(GE06)</p> <p>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉本体の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）になったとき。</p>
<p>7. 原子炉停止の失敗または停止確認不能(GE11)</p> <p>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することが気でないこと又は停止したことを確認することができないとき。</p>
<p>8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能(GE21)</p> <p>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。</p>

<p>9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないとき。</p>
<p>10. 全交流電源の1時間以上喪失 (3号機) (GE25) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。 ※ただし、新規規制基準審査に係る五号使用前検査合格までは「GE26」を適用する。</p>
<p>11. 全交流電源の30分以上喪失 (1,2号機) (GE26) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。</p>
<p>12. 全直流電源の5分以上喪失 (GE27) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。</p>
<p>13. 炉心損傷の検出 (GE28) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。</p>
<p>14. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。</p>
<p>15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。</p>
<p>16. 格納容器圧力の異常上昇 (GE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。</p>
<p>17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性 (GE42) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁がそうした場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。</p>
<p>18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE51) 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。</p>
<p>19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生 (GE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所</p>

各項目中の () 内に記載している番号 (GE01 等) は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す EALNo. である。

「愛媛県広域避難計画」より抜粋

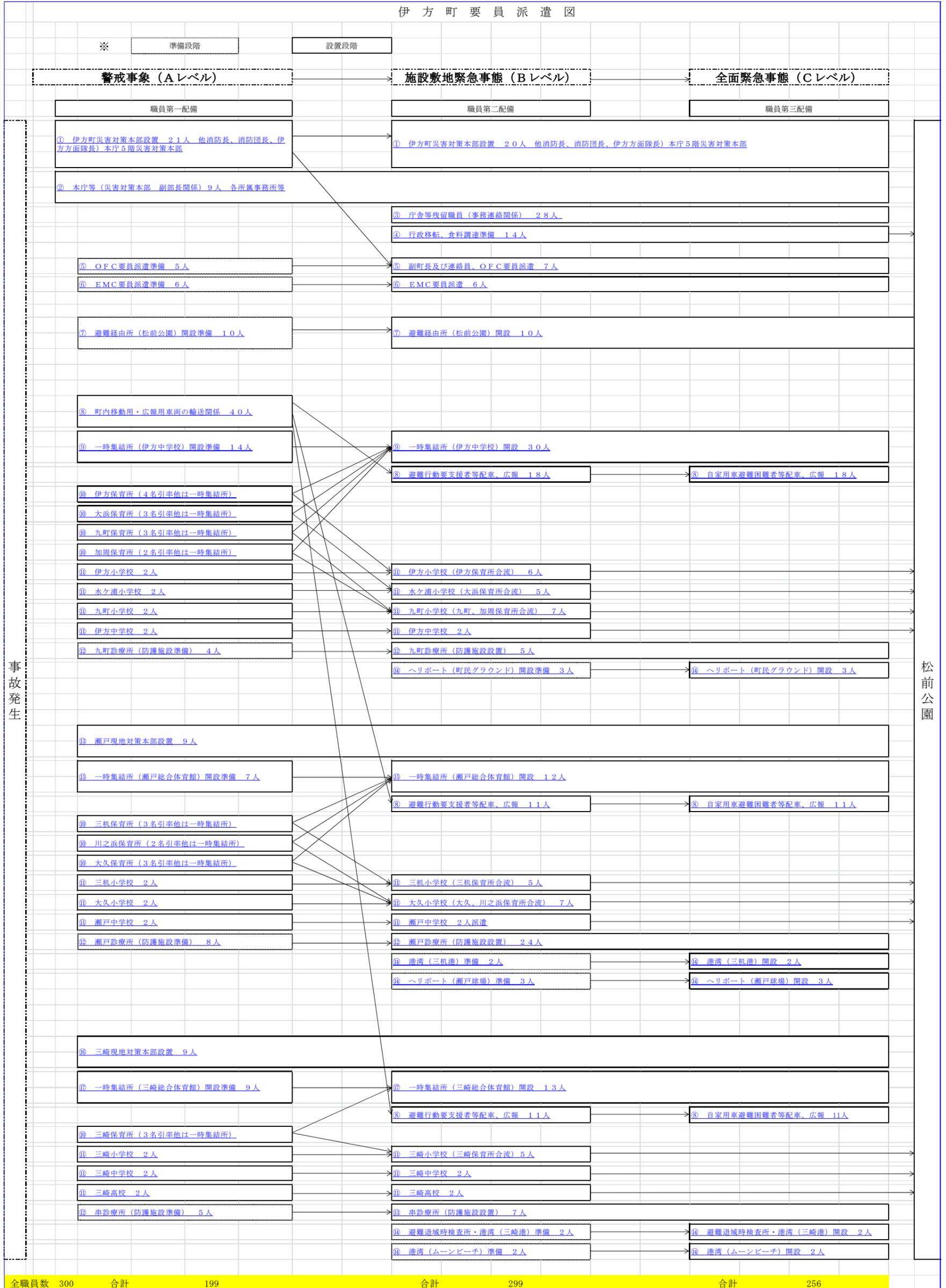
9-14 屋内退避・避難等に関する指標

伊方発電所の全面緊急事態における避難等の指示（PAZを除いたUPZの範囲）については、緊急時モニタリングによる測定結果、運用上の介入レベル（OIL）の値を超えた場合、実施される。

《防護措置実施の判断基準》

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

9-15 伊方町職員要員派遣図



※ 平成28年7月31日現在、詳細な人員配置表については別途作成済

9-16 安定ヨウ素剤備蓄数量及び保管場所

安定ヨウ素剤備蓄数量（伊方町）

番号	備蓄場所	備蓄数量 (丸剤)	備蓄数量 (粉末)	ゼリー (16.3 mg、32.5 mg)
1	伊方町中央保健センター	5,000丸	500g	
2	九町診療所	5,000丸	—	
3	瀬戸診療所	2,000丸	—	
4	串診療所	2,000丸	—	
5	伊方小学校	1,000丸	—	
6	水ヶ浦小学校	1,000丸	—	
7	九町小学校	1,000丸	—	
8	伊方中学校	1,000丸	—	
9	三机小学校	1,000丸	—	
10	大久小学校	1,000丸	—	
11	瀬戸中学校	1,000丸	—	
12	三崎小学校	1,000丸	—	
13	三崎中学校	1,000丸	—	
14	三崎高等学校	1,000丸	—	
15	三崎保健センター	3,000丸	1,000g	
16	伊方町庁舎	22,000丸	—	16.3 mg・100 袋 32.5 mg・445 袋
17	瀬戸支所	10,000丸	—	
18	三崎支所	10,000丸	—	
	合計	69,000丸	1,500g	

(平成28年12月現在)

伊方町避難行動計画の沿革

- 1 平成25年9月30日 策定
- 2 平成27年3月31日 修正
- 3 平成29年1月31日 修正